

# アジアと女性解放

## Asian Women's Liberation

アジアの女たちの会

連絡先・横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘112  
県住公社147・五島昌子 300円

### 特集 女と国籍

No. 7

1979. 10

#### ● 国籍法

(昭和二五・五・四)

(この法律の目的)

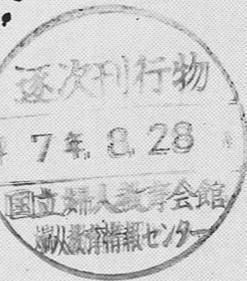
第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

(出生による国籍の取得)

第二条 子は、左の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に日本国民であるとき。

父または母が



#### 男性優位の国籍法

[沖縄からの報告] 無国籍の子どもたち

“入管・国籍”をめぐるこの10年

カナダからのたより

[女大学記録] 高史明・岡百合子

女性差別・民族抑圧からの解放をめざして!

# 女と国籍



日本人の女が産んだ子供でも、夫が外国人の場合、子供は日本国籍がとれない——現行の国籍法によると子供が日本の国籍をとれるのは、父が日本人であることが条件となっている。母親の国籍など問題にならない。日本人の男の子供であれば、母親が日本人であろうと、外国人であ

である。「腹は借り物」、だから日本国籍の継承には「夫」の国籍のみが問題であり、妻は何国人であろうが関係ないということになる。日本国籍は男によって継承するという父系血統主義の考え方が露骨に示されている国籍法が、男女平等を謳った憲法の下で存続している。

同居を困難にしている。日本の男と結婚した外国人の女が入国する場合、ほとんど問題はない。時には、日本に一度も居住しなくとも帰化(日本国籍の取得)ができる。だが、夫が外国人の場合、事態は深刻である。「出入国管理令」の定める在留資格のいずれかを取得しなければならぬ。「日本人の配偶者」として入国し、在留することができないため、たとえ結婚していても、夫が日本に居住することがむずかしい場合がある。「女は結婚すれば家を出る」、「外国人と結婚したら日本を出ていく」、こうした考え方が、日本の法律のなかに根強く残っている。そのため、国際結婚をした日本の女が、日本で家族と共に住むことはむずかしく、多くの問題に直面している。子供の国籍、夫の在留資格……

アジアの女たちの会  
国籍法グループ

ろうと関係なく、子供は日本の国籍をとれる。だが、母親が日本人であっても、夫が外国人の場合、子供の国籍は日本国籍とはならない。「腹は借り物」という言葉がある。女の人格をまったく無視したこの言葉に怒りを覚えるが、現行の国籍法を貫く思想は、まさにこの考え方

露骨な男女差別の上に成り立った国籍法は、また、子供の国籍選択の権利をも犯している。同じ日本人の子でも、父が日本人の子と母が日本人の子を差別し、子供の日本国籍取得の権利を奪っている。また、女は男に従うものとの考え方は、結婚生活の基礎である夫婦の

\* \* \*



沖縄の国際児たち

## 男性優位の日本国籍法

### なぜ女は

### 自分の子に国籍を

### 継承させられないのか

#### 見えなかった沖縄

今年「児童の権利に関する宣言」(一九五九年)の国連での採択二〇周年を記念して、国際児童年の記念行事が日本の各地でくりひろげられた。ゴダイゴが歌う「すべての子どもは美しい名前をもつ」のリフレインが、毎日NHKのテレビで全国に流れて

いるが、児童権利宣言がその第三条で「児童はその出生の時から姓名及び国籍をもつ権利がある」と定めていることは、余り知られていない。まして日米の国籍法の谷間で八〇名を超える国籍のない子どもとその母親が、沖縄の基地周辺で人間としての存在証明のないまま不安定な生活を続けていることを、本土の私たちは殆んど知ることなく過ぎてきた。

私たちが、日本国民を父とする場合だけに日本国籍を認める国籍法の父系優先血統主義を、憲法の両性の平等に反するものとして改正を求める運動をはじめたとき、この最も切実な当事者である沖縄の無国籍の子どもたちとその母親の存在は、私たちの視野から完全に欠落していた。現地沖縄の国際福祉沖縄事務所の大城安隆事務局長からの電話によって

国籍法改正問題について致命的ともいえるこの大きな欠落に、私たちははじめて気付かされた。すでに今年の一月二五日、沖縄からは国際児童年にあたっての「沖縄からの提言」が行なわれ、その第一に「日本の国籍法を改正して、無国籍の発生をなくすこと」が、「先進福祉国」日本が国際児童年に当たって何よりもなすべきことと指摘されていた。



クロード・チャリ氏と家族 毎日新聞社提供一

な技術を要する仕事に限られることが多い。大企業に就職することはほとんど不可能である。

この基準は、日本女性の夫である外国人男性にも適用される。妻が日本人であることは、ほとんど考慮の対象にならないことが多いので、Aさんの夫のようなケースを生むことになる。日本人の配偶者であることが考慮されるのは、日本人男性と結婚した外国人妻の場合だけである。

米国・ヨーロッパ系の外国人の場合、語学教師のような職を得て入国することも比較的容易である。しかし韓国・台湾・東南アジア諸国出身の夫は、特別の技術でもない限り、状況は深刻である。土井議員への訴えの中にも、台湾出身中国人である夫

が、妻の両親に日本での同居を望まれ、その養子となったが、日本で就職できないため、二カ月の観光ビザを韓国、台湾への一時出国で更新するという不安定な生活を、結婚以来三年余りも続けているというケースがあった。このように夫婦の同居という結婚生活の基本的条件を、入管行政の壁にはばまれていく人々も少なくない。

その反面入管は、日本男性と結婚した外国人妻が夫と同居するための入国・在留は、ほとんど無条件に認めている。日本人の妻である外国人女性の夫である外国人の入国に対しては入管の姿勢は非常にきびしい。日本人である妻に生活力があり、夫を扶養する能力があっても、入管は夫の長期滞在許可には慎重なことが多い。妻は夫の国に住むのが当然という男性中心の考え方が、入管行政の運用に根強いように思われる。

外国人の日本在留条件を規定している出入国管理令には「日本人の配偶者」の規定はなく、日本人と結婚していることだけでは、入管は日本の居住を認めない。法務当局もこの法制上の欠陥については気付いていたとみえ、七三年三月に国会へ提出の出入国法案の中に、それに該当す

る条項が加えられていた。しかし法改正をまたずとも、日本人男性の妻と同じ条件を、日本人女性の夫の入国・在留にも適用するという「日本人の配偶者」に対する平等の待遇を実現することは可能はずである。

### 帰化条件の男女差別

入管行政におけるこのような性差別は、国籍法の第二の問題、日本人と結婚した外国人の日本への帰化条件の男女差別に深くかかわっている。

一般の外国人が日本に帰化する場合には、「引き続き五年以上日本に住居を有する」「素行善良」「生計能力」などの条件が必要である（国籍法第四条）。日本人の配偶者には条件がやや緩和されるが、日本人男性の妻と、日本人女性の夫とは大きな違いがある。日本人女性の夫である外国人が帰化する場合には、一般外国人よりも居住歴が三年に軽減されるだけである（同五条一号）。しかし日本人男性の妻である外国人は、居住歴も生活能力も不要である（同六条一号）。したがって日本人男性と外国で結婚した外国人の妻は、日本に入国する前に現地の日本領事館を通じて帰化の申請手続をすることも可能となる。これは一見「外国人女性を優遇する」規定のようだが、実は妻は夫の国に住むのが当然として、その夫である日本人

男性を優遇しているのである。

西宮市に住むフランス人ギタリスト、クロード・チャリ氏の場合、七五年に矢田良子さんと結婚、娘も生まれた。しかし興行ビザが観光ビザによる六〇日の短期滞在しか認められず、毎年半年以上別居という変則的な生活を、七八年秋まで余儀なくされた。チャリ氏は日本への帰化を強く希望しているが、短期滞在を何回くり返しても「引き続き二年以上」の居住歴と認められず、帰化の資格を得ることはできない。昨七八年秋、ようやく一年の在留資格を得たが、今年八月の第二子誕生までに帰化し、その子に日本国籍を与えたいという夢はかなえられなかった。

日本人女性の夫である外国人は、日本への帰化についても、長期滞在を認めなければならない入管行政の壁と、継続する長期の居住歴という二重の差別を負わされている。外国人の夫をもつ日本人女性は、同じ国際結婚でも、外国人の妻をもつ日本人男性にくらべ、不当な差別に苦しんでいるケースが多い。このような性別による差別を負わせる規定は、早急に改正する必要がある。

### 男中心の国籍法

世界の国籍法制には、親の血統により子の国籍が決まる血統主義と、



質問する土井たか子議員

六月末の現地調査で、大城事務局長はじめ国際児母の会のお母さん方など関係者にお目にかかり、沖縄での無国籍児の出生が、過去の出来事ではなく、日々新たに生じている事柄で、日米安保条約にもとづく在日米軍施設の五三%、兵員の三分の二が集中する米軍基地の存在が、その根本的原因であることに、私たちはあらためて大きな衝撃を受けた。この子どもたちと母親たちは、国籍法改正を要求する権利をもつ最も切実な当事者である。父系優先主義の国籍法改正が、国籍を子に継承させる権利についての男女平等の問題であると同時に、子の基本的権利の問題であることを、沖縄の現実は何にもまじり示している。

沖縄の無国籍児たちに出会うことにより、私たちは国籍の取得についての子の権利の重さを、はじめて実感をもって知った。そして国籍法改正についての政府の怠慢と、その責

任の大きさを考えさせられた。沖縄の問題は本土復帰で終わりを告げたのではなく、沖縄欠落という私たちのとり組みの姿勢のなかにひまもなお生き続けていることを、私たちは将来への自戒を含めて、はっきりと自分自身に確認しておきたい。

本土に住むものの身勝手について反省をこめて、ここに沖縄の無国籍の子どもたちを中心にすえた国籍法改正の特集を組み、改めてこれまでの国籍法の問題点と改正案提出の経緯とをふり返ってみることにする。

### 改正運動のきっかけ

七七年三月一三日の朝日新聞の第一面は「男性優位」の国籍法追及、子の国籍や帰化条件などに差」と、前日の三月一二日午後の衆議院予算委員会第一分科会で、憲法学者の土井たか子議員（社会）が、国際婦人年の国内行動計画実施の一つとして、指名手配されていた国籍法の、子の国籍の取得や帰化の条件についての男性優位を「妻は夫に従うもの」という古めかしい体質として追及したことを報じた。紙面の反響は大きかった。土井議員のもとには、国内の各地をはじめ、ドイツや香港など海外から、外国人と国際結婚した日本女性のさまざまな悩みを訴える手紙や電話の問い合わせが、次々と寄せられてきた。

その一人、三年前英国籍の中国人と日本で結婚、香港に住むAさんは、外国人である夫の日本への入国、在留の条件のきびしさを次のように訴える。当地の日本領事館へ、正式に入国するためのお話を伺いに行っただけですが、その条件は厳しく、係の人も「まずは一流会社のスポンサーを見つけて、その会社の中の外国人を必要とする課にでも雇ってもらうことしかありませんね」と、まるでサジを投げたような言い方しかしてくれませんでした。（中略）日本人男性と結婚した外国人妻は、結婚証明書があるだけでスナナリと日本に住むことができ、逆に日本人女性と結婚した外国人の夫への厳しさ……。本当にこの三年半、痛切に身にしみました。男女平等が叫ばれている現在、国の規則である法律が、こんなに差をつけていることを、とても残念に思っていました。土井先生が国会で質問して下さったことを読んでとき本当に、福音を聞いたような気がしました」。

どの訴えも、国籍法の性差別の不合理と同時に、土井議員が関連して追求した出入国管理行政の、日本人女性の夫である外国人の入国・在留についての取り扱いのきびしさ、男女差別を、一様に指摘していた。

### 国籍相談センターの発足

連絡先〇三（五九三）一四八一

七七年三月の土井たか子議員の国会質問をきっかけに、国際結婚している女性たちからの訴えが多数寄せられた。これらを少しでも解決するため「アジアの女性たちの会」では国籍相談センターをつくった。国籍法改正の前提として日本人女性の夫である外国人の入国・在留について、当事者とともに法務省に交渉し、入管行政のもつ男女差別の体質を具体的にたどっていく作業である。

センターが最初に手がけた香港のAさんの夫は、七八年五月に日本入国が許可され、八月に夫妻で来日、今年はいよいよ二世も誕生した。センターが受けた相談は一〇件をこえる。アジア人権センターの強力な援助もあって、外国人である夫の入国・在留条件は、少しずつではあるが、緩和の方向を示している。

### 入管行政の男女差別

現在の出入国管理制度（外国人の日本への出入国・在留を管理する制度）は、外国人労働力の移入を原則的に認めていない。外国人が日本で就労する場合、日本人と職種が競合せず、外国人でなければできない仕事という厳しい制約を受けている。したがって日本に貢献するような技術・能力が要求され、外国語教師、コックなど特殊



目的 夫の国籍を問わず、国際結婚の諸問題を話し合う。例えば国籍問題、育児教育の問題、夫の入管問題、日本社会の法的・社会的差別の問題。  
以上をとりきめ、和やかな談笑のひとつを過ごして散会した。会のメンバーの熱意と協力で、有意義な活動をしていきたいと思う。  
連絡先  
小暮朋子 〇四三二四七一七五二  
三鷹市上連雀一三三四斎藤荘  
パンロープ三浦信子 〇七五五〇三三  
三鷹市谷区玉川四三九〇玉川 44

### 「国際結婚日本女性の会」発足

一九七五年七月一日、日本キリスト教会館の一室に、国際結婚をした七人の日本女性が集い、「国際結婚日本女性の会」が発足した。  
七人の夫の国籍は米国四、英国二、マレーシア一だった。各自が自己紹介と出席の動機、国際結婚ゆえに味わったさまざまな経験等を話した後、国際結婚をした女性たちが共通の問題や悩みを話し合い、その解決のために協力できる場を求める気持ちを確認、会をつくることとした。  
各称 国際結婚日本女性の会

法相(当時)は、「国籍法は正の検討」をしぶぶながら約束したが、一向に実行の気配がなかった。そして年末の二二日一九日、国籍法の性差別の廃止を求める提訴が、日本ではじめて行なわれた。アメリカ人S氏を父、日本女性を母とする生後三カ月の女の子が、鍛冶千鶴子氏他三名の女性を弁護人に、国籍法第二条を違憲として、日本国籍確認の訴訟を東京地裁に起こした。S氏は本国のアメリカで生活する意思はなく、生活の根を下ろした妻の国日本に住むことを以前から希望していた。長女が七七年九月に生まれたとき、S氏夫妻は娘を日本人として育てることを決意し九月五日に東京港区役所に出生届を出すと同時に、母親の戸籍

に記載するよう求めた。しかし港区長は九月二日、国籍法二条一号を理由に拒否し、母親の戸籍への記載もしなかった。  
S夫妻は最後の手段として、娘の日本国籍を確認させるため、国籍法二条一号と三号は父系優先血統主義であり憲法一四条に違反し、「公序良俗に反する」内縁関係をもたらず点で、個人の尊重をうたった憲法一三条および二四条に違反する故に無効とする訴えを起こした。S氏は無国籍の両親の長男として中国のハルビン市で出生、一九三一年以来、日本で青少年時代をすごし、その後移民として六〇年に渡米、六八年帰化により米国籍を取得したという経歴をもっている。したがって米国の「移民お

子の出生地でその国籍が決まる生地主義の二つの原理が、併立している。日本は血統主義を採用しており、出生のときに父が日本国民であれば、その子は日本国籍を取得できる(国籍法二条一号)。しかし母だけが日本国民で父が外国人の場合、その子は日本国籍を取得できない。但し父が知れない場合(非嫡出子)または父が無国籍の場合は日本国籍を取得できる。日本人女性と結婚すると、日本人女性の子に日本国籍を伝えることができず、子は父親の国籍を持つとみなされる。日本の国籍法は父系優先血統主義をとっているのである。  
このため外国人と結婚した日本女性の中には、生まれた子を非嫡出子として自分の戸籍に入籍して日本国籍をとらせ、そのあと結婚届を出して、子の認知を夫に求めるという手続きをとる人が少なくない。チャリ夫妻も、この方法で長女に日本国籍をとらせた。このように子に日本国籍を取得させるために内縁関係を強いられている最大の当事者は、日本での国際結婚の半数以上を占める在日朝鮮人・韓国人と日本人の夫婦で、妻が日本人の場合であろう。このように不本意な内縁関係をも強いる父系優先血統主義は、自分の子に日本国籍を継承させる権利について、男性と女性を差別しており、憲法一四

### 国籍法への挑戦

条(法の下平等)および二四条(家庭生活における個人の尊厳・両性の平等)の精神に違反している。  
また子の立場からみると、日本国民の子が国籍取得に関して持つ憲法上の権利を、父が日本国民か、母が日本国民かにより差別を受けたことになる。沖縄における日本人母・米国人父の中に、多くの無国籍児が発生している事実も、この父系優先血統主義の不合理性の最大の証明である。それは子の国籍取得という基本的人権の侵害であり、児童の国籍取得権を明記した児童の権利宣言第三三条の精神に反するだけではない。日本が八七通常国会で批准し、七九年九月二日に発効の国際人権規約B規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)第二四条三号「すべての児童は国籍を取得する権利を有する」の条項に明らかに抵触する。  
日本政府は規約を批准した以上、規約に定められた人権を「すべての個人に押し、それを尊重し、かつ確保する」(B規約二条の一号)ことを国際的に義務づけられている。したがって政府は最優先の国内措置として、国籍法を改正する責任を負っている。

よび国籍法(一九五二)第三〇一条の国外で生まれた子に国籍を伝える場合の本国居住要件(合衆国もしくは海外

一四才以後)を満たしていない。そのためS氏の長女は米国籍を取得できないと米領事館に通告されている。長女は、提訴が認められない限り、無国籍になるのである。

原告側はすでに詳細な準備書面を提出し、七九年五月二三日には山田寮一名古屋大教授他二名の国際私法の専門学者が作成した鑑定書(出生による日本国籍取得要件としての血統主義と日本国籍法)が東京地裁に提出されている。しかし、被告の法務省側の意見

### アメリカで運動のよびかけ

七九年五月二〇日付朝日新聞の家庭欄「国籍なぜ男本位なの」を読みまわした。私自身も杉山さんやバンローッパさんと同じ立場にあり(私の場合、夫は日系三世のアメリカ市民、ぜひとも国籍法改正研究グループを支援させて頂きたいと思えます。二つのグループの住所をお知らせ下さいませ。私が現在住んでいるアメリカでも同じ境遇で、特に日本に帰国なさりたいと思う方々が多勢いらっしやうと思えます。ですからアメリカで、アメリカ国籍の子を持つ日本女性たちの中で、この運動を呼びかけたいと思えます。立木智子・アメリカミネソタ州

見作成が進まないため、裁判の進行がわくれている。

(ウエザロール・杉山裁判) S夫妻の提訴からちょうど一年後の七九年二月二〇日、千葉県流山市に住むアメリカ人ウイリアム・ウエザロール氏・日本人杉山悦子さん夫妻が、一月二三日生まれた長女の佐保里ちゃん夫妻悦子さんを原告として東京地裁に日本国籍確認の訴えを起こした。日本研究を専門とするウエザロール氏は、日本に生活の本拠を置いて仕事を続けることを希望し、佐保里ちゃんを日本人として育てるため「妻が妊娠してすぐ訴訟の準備を始めた」(七八二二二二東京新聞)という。ウエザロール訴訟では原告に母親の悦子さんが加わり、両親の国籍を子に継承させる権利について男女を差別するのは憲法一四条違反であり、子にとつて「出生によって日本国籍を取得すべき利益は、憲法一三条の幸福の追求に対する国民の権利」として保障されるべきだとして、S氏の訴訟と同じく国籍法二条の無効と日本国籍の確認を求めている。

今年のはじめ、立法の番人ともいえる法制局長官の真田秀夫氏からも、国籍の父系優先血統主義に対し、疑問と提案が出された。「憲法一四条や二四条に照らして全く問題がないといえるかどうか。国際婦人年の行動

計画の実施期間中のことでもあるから、法制審議会の国際私法部会あたりでこの問題を取り上げ、血統主義を採っている各国の国籍法の内容なども勘案し、二重国籍というようないふろか(ジュリスト)六八一号、七九・一・二。これは政府部内から法務省に投げかけられた発言である点、その影響がきわめて注目される。

### 父母平等は世界的潮流

出生による国籍の取得についての父系優先血統主義から父母平等血統主義への動きは、最近の国際的な流れであり、日本はその流れに抗しているようにみえる。

血統主義と生地主義が併立する世界の国籍法の中で、かつて、血統主義によつていた国では、結婚により夫婦が同一の国籍となる夫婦国籍同一主義を前提として、父系優先血統主義が多くとられていた。結婚により妻は夫の国籍を取得し、その子も出生により父の国籍を取得するという、夫あるいは父に生存の絶対的権限をゆだねた家長制的な考えが受け入れられていた。しかし第二次大戦後、基本的人権の追求が国際的共通課題となり、とくに両性平等の原則と国籍自由の原則にもとづいて、

国籍法についても多くの国において、結婚しても夫婦が別々の国籍を保持する夫婦国籍独立主義への移行が行なわれた。夫婦国籍独立主義の採用によつて、異なる国籍の夫婦から生まれる子の国籍の決定が、父と母との子に対する国籍継承の方法として必然的に問題となるに至った。

夫婦国籍独立主義をとるソビエトをはじめ朝鮮民主主義人民共和国などの社会主義国の国籍法は、出生による子の国籍取得について、父母の平等を早くから認めていた。しかし夫婦国籍同一主義の下で、父の国籍によつて子の国籍を決定していた国々では、夫婦国籍独立主義を採用した後、父系優先血統主義を残しているものが少なくなかった。日本の国籍法もその一つである。

しかし世界人権宣言(一九四八)、国際人権規約採択(一九六六)、国際婦人年(一九七五)など、国際的な両性平等原則の実現への歩みと、女性自身による解放運動の高まりとが、ヨーロッパでは国籍法の父系優先血統主義への批判の目を向けさせることとなった。フランス(一九七三)、西ドイツ(一九七四)、さらにスイス、デンマーク(一九七八)と、七〇年代になって次々と父母平等血統主義に改められ、父も母も平等に子に国籍を継承させる権利が認められた。

とくに西ドイツでは、外国人父・ドイツ人母をもつ子を原告として、日本の場合と同じように、ドイツ国籍法がドイツ基本法の男女平等原則に違反するとの訴えが二件、行政裁判所に起こされた。これを受けた西ドイツ連邦憲法裁判所の基本法違反の判決（一九七四）に従って、直ちに国籍法が改正され、子は父からも、母からもドイツ国籍を継承できるようになった。

日本の現行国籍法は、一九五〇年、日本国憲法の施行にともない、憲法一四条（法の下の平等）および二四条（家族生活における個人の尊厳・両性の平等）の趣旨にもとづき、夫婦国籍同一主義をとる旧国籍法（明治三三）を廃止して制定された。現行法は、憲法の国籍自由の原則にもとづき、結婚が国籍に影響を与える点を改め、夫婦国籍独立主義を採用したが、子の国籍取得については、父系優先血統主義がそのまま受け継がれ、現在に至った。これは旧来の家父長制的イデオロギーの残滓を法文上にとどめた、おそらく唯一の例であろう。しかも現行法には、無国籍者の発生を予定しなかつた立法という重大な欠陥がある。

西ドイツ国籍法の場合、七四年以前の父系優先血統主義の下でも、「ドイツ人女の嫡出子は、この者が無国籍となる場合のみ、出生により母の国籍を取得する」と無国籍者を生じさせないような規定をもっていた。日本の現行法は、無国籍者発生防止に何らの考慮も払っていないのである。

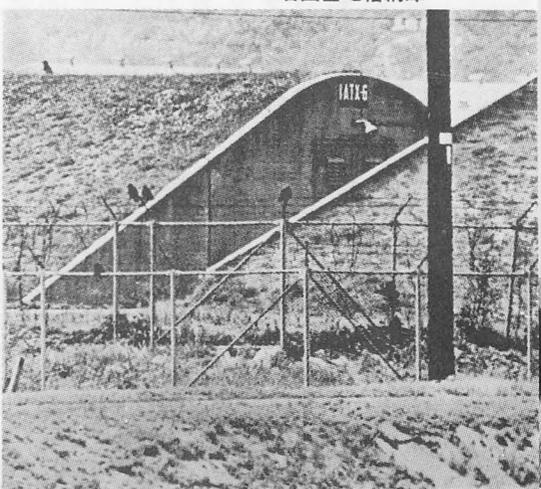
### 社会党提案で改正案を提出

法務省が改正に向かつて動き出す気配を示さなかつたため、「アジアの女たちの会」の国籍法改正研究グループでは、七七年春以来土井たか子議員を中心に議員立法により改正案をつくる作業を行なってきた。専門学者・弁護士など法律家の助言も得て「国籍法の一部を改正する法律案」として形をととのえた。改正案は第一に二条一号の出生による日本国籍取得の要件を「出生の時に父または母が日本国民であるとき」と父母平等血統主義に改めた。第二に、四、五、六条の日本国民の配偶者である外国人の日本への帰化の要件について、性別による差別をなくした。日本人女の夫である外国人男の居住要件三年を一年に短縮し、日本人男の妻である外国人女にも、同じく一年の居住要件を付すことにしたのである。改正案は七九年二月二四日に、社会党提案として衆議院に提出された。三月二〇日に衆議院法務委員会と土井議員が提案趣旨を説明したが、そ

岩国兵士センターは十七年前、日米キリスト教協議会が岩国米軍基地の兵士のための施設として開きまし。兵士たちが自由に出入りして休息、学習できるようになっています。良心的兵役拒否の相談を受けたこともありました。センターは月曜が休日、土・日は13時から23時、他の日は17時から23時までです。

センターには加藤純子、岩瀬成子、渡辺ミエ子の皆さんが働られています。加藤さんはバーで働いた経験を持ち、センターの重要なメンバーです。彼女は、米軍基地周辺のバーでは、そこで働く女性と米兵との出会いがあります。彼らの岩国駐在は大抵一年くらい、女たちの共同生活の九〇％は軍当局に無届けで、結果的には母子家庭になる例が多く、生活に追われて、センターへ相談にも来れない女性が大部分です」と語っています。渡辺さんは米兵と結婚した女性から、三才の子の国籍問題で相談を受けています。米兵と結婚して渡米後、生活環境の違いからか子連れで岩国へ帰ってきた女性が、センターで知っているだけで五人もいます。岩国市の民生課でも、相談窓口をつくりましたが、利用状況はわ

岩国基地格納庫



かりません。皆さんが岩国方面へおいでの際は、お立ち寄りください。岩国市中津町3-1-6 0827(22)8298

神奈川県には横須賀、座間、厚木、横浜、瀬谷などの米軍基地があり、いろいろな問題があります。日本キリスト教団の神奈川教区はこれに対処するため、基地問題小委員会を発足させました。まず問題を調査し、考えようとしています。連絡先 0467(46)4443 萩原弘子 鎌倉市大船3-11-15

の後審議の機会がなく、八七国会の異常な幕切れの中で廃案となった。しかし国際人権規約の批准審議に関連して、衆参両院の外務委員会、土井たか子、田中寿美子、西宮弘などの議員により、国籍法二条一号によって無国籍者となった沖縄の子ど

もたちの深刻な無権利状態が指摘され、国籍法二条は、すべての児童に国籍の取得を保障したB規約二四条三号に抵触するものであって、その改正を規約批准後の立法措置として行なうべきことが提議された。法務省の香川民事局長(当時)は、問

題解決には簡易帰化の手続きで十分、「そのための国籍法改正は考えない」と答弁、古井喜実法相(当時)も「実際上も手っ取り早い」と同調した。一方園田直外相(当時)は、「単に窮余手段で済まされないもの、いわゆる人間としての基本的問題がある」と問題の本質的理解を示し、現行国籍法に固執する法務省と異なり、国籍法に障害のあることを認めて、「そういう基本的な問題を一つずつ片づけていくことが、この規約を提案した動機でなければならぬと思っております」と問題解決に前向きな姿勢を示した。

### 二重国籍と無国籍

国会での質疑を重ねる中で、法務省の国籍法についての見解が明らかになってきた。それは「父母平等血統主義の採用は二重国籍者を発生させるから、その防止のための国際的取りきめが確立されない限り父系優先血統主義をとらざるをえない」という一点に終始している。しかし父系優先血統主義に固執することが、二重国籍防止の方策として果たして実

際に有効だろうか。

国籍法の理想は、無国籍を防止し二重国籍を回避することにあるのはいうまでもない。しかし世界には国籍の取得について、生地主義と血統主義という二つの原則が併立している以上、二重国籍の完全な回避は、現実には不可能に近い。しかも血統主義をとる国々のなかで、父母平等主義を採用する国が増加すると、これらの国々の女性と日本人男性を両親とする子は、現在すでに二重国籍者となっている。また国際間の交流が増大する現状では、三重国籍の子さえ珍しくないという。カナダのバンクーバーで日系婦人の会をつくっているローリンソン・友子さんの話では、日本人男性が日系三世のアメリカ人女性とカナダで結婚し、日・米・カの三重国籍をもつ子が生まれているという。この子は日本人父から日本国籍を、米国民である母から米国籍を継承し、さらに生地主義をとっているカナダの国籍も取得したというわけである。したがって日本が父系優先血統主義に固執しても、重

国籍の発生を防ぐのは困難である。

重国籍防止を錦の御旗とする法務省も、実際の対応では二重国籍の容認を余儀なくされていることは、国籍法九条の規定からもうかがわれる。九条はアメリカ・カナダ・ブラジルなど生地主義の国において、日本人を父として生まれた子が、出生時に日本の在外公館に日本国籍を留保する宣言を提出すれば、日本国籍を取得できるように規定している。留保宣言によりその子は、日本国籍と出生国の二重の国籍をもつことになる。法務省は日本人父をもつ子には、二重国籍者をつくり出す規定を国籍法の中に設けるといふ矛盾をおかしている。九条によって二重国籍者となつた子は、外務省領事部の調査(七九年三月)では一九六八年から七七年までの一〇年間に、合計二万四〇六九名ののぼっている。(別表参照)

現行法において、日本人父の子が生地主義国で生まれた場合、二重国籍になつても父の国籍が継承できるのに、日本人母の子は二重国籍になるからといって母の日本国籍が継承できないのは、明らかに男女差別である。また日本人女性が外国人との結婚により夫の国籍を取得した場合、法務省はこれを国籍法八条の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」ものとみなしていないらしく、多く

### 国際人権規約発効にあたって

国籍法がかかえる問題は、父母平等血統主義への改正により二重国籍者が発生するのを防止することよりも、むしろ現行法が無国籍者の発生を防止する規定を欠くことにより生ずる無国籍者の救済である。現に父系優先血統主義の日本の国籍法と、米国の国籍法とのほさまに生じてい

### 生地主義国で出生、日本国籍留保者数

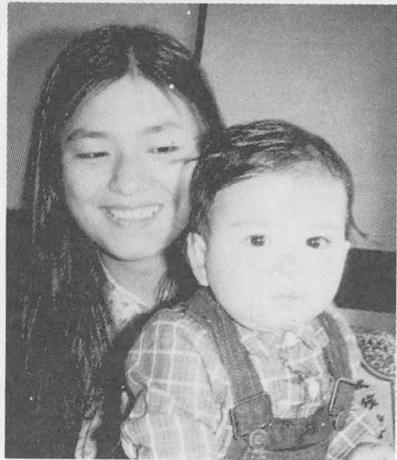
1979年3月、外務省領事移住部領事二課調査①(年度別)

年度	受理件数
1968	1,624
1969	1,787
1970	2,012
1971	2,285
1972	2,581
1973	2,473
1974	2,738
1975	2,820
1976	2,903
1977	2,846
合計	24,069

### ②(主要国別)(68-77)

国名	受理件数
アメリカ	11,685
ブラジル	3,747
カナダ	1,945
パラグアイ	1,161
イギリス	1,004

カナダからの便り



三輪妙子さんと摩那ちゃん

「日本女性が日本人以外の者と結婚して子をもった場合、その子は日本国籍を保有できない」という法律があるのをご存知でしょうか。日本男性の場合、どこの国の人と結婚しても、その子は日本国籍を保有できるのですから、女性にとつてずいぶん不当な法律です。憲法で男女平等が高らかにうたわれ、古い家制度が否定されたはずなのに、この法律は父権優位、男性中心の香りをプンプンさせて、未だに存在しています。

外国人と結婚し、外国に住む日本女性でも、たまには子どもを連れて日本に里帰りすることはあるでしょう。その場合、子どもは日本国籍がない

「日本女性が日本人以外の者と結婚して子をもった場合、その子は日本国籍を保有できない」という法律があるのをご存知でしょうか。日本男性の場合、どこの国の人と結婚しても、その子は日本国籍を保有できるのですから、女性にとつてずいぶん不当な法律です。憲法で男女平等が高らかにうたわれ、古い家制度が否定されたはずなのに、この法律は父権優位、男性中心の香りをプンプンさせて、未だに存在しています。

国際結婚をした日本女性の子にも日本国籍を

カナダ・バンクーバーの日系婦人通信「まつり」(月刊)では、国籍法をめぐる切実な体験と要望を何度か載せています。国籍法改正グループは、編集メンバーの三輪妙子さん、ローリンソン友子さんが七月に里帰りされた折、話し合いの機会を持ちました。「まつり」の記事の一部を御紹介したいと思います。

「日本女性が日本人以外の者と結婚して子をもった場合、その子は日本国籍を保有できない」という法律があるのをご存知でしょうか。日本男性の場合、どこの国の人と結婚しても、その子は日本国籍を保有できるのですから、女性にとつてずいぶん不当な法律です。憲法で男女平等が高らかにうたわれ、古い家制度が否定されたはずなのに、この法律は父権優位、男性中心の香りをプンプンさせて、未だに存在しています。

いので、少し長期に滞在する際には、外人登録をしたり、出入国管理事務所に行つてビザ延長をしたりと、何かと不便です。

もつとひどいのは、外国人と結婚して日本国内に住んでいる女性たちの子です。日本で生まれ、日本に住んでいながら、父親が外国人だからこの子たちは外国人として扱われるのです。こうなると不便を越えて人権の問題になつてきます。この子たちは一見、他の日本人の子たちと変わりない生活をしているようにみえて、実は一般の在日外国人同様、定期的に入国管理事務所に行き、更新の手続きをしなければならぬのです。その他教育、医療保険、職業などの面でも、外国人ということで、さまざまな制限と差別を受けています。

先頃、国際結婚をして日本に住んでいる二人の女性が、東京地裁に訴えを起こしました。……(略)……私もカナダ人との間に娘が一人いますが、この国籍法のため娘はカナダ国籍しかもっていません。この子がまだ生後六週間のとき、用事のため二人で帰国しましたが、この赤ん坊のためにカナダのパスポートをわざわざ作らなければならなかったのです。日本国籍がないので私のパスポートに併記できなかったのです。

また二カ月以上日本にいる場合はこの子のために半日がかりで、品川のはずれにある出入国管理事務所に行つてビザを延長しなければなりません。

国籍法改正に関する要望書

私たちはカナダ人男性と結婚し子どもがいますが、子どもが日本国籍を取得する権利がないことに、前から不満をもっていました。子どもを連れて日本に里帰りする際も、子どもはカナダ国籍しかないので、外人登録をしたり、出入国管理事務所へ滞在延長の手続きをしたり、何かと不便です。また将来、日本に移り住むようなことになった場合、カナダ人である子はどうなるのだろうか、不安に思わずにはいられません。カナダ人女性と結婚した友人の日本男性の子には日本国籍があるのを見るにつけ、日本女性とその子にとつて不当なこの法律、なんとかならないものか、いつも思っていました。

最近、日本の新聞で、日本国内に住み、同じような状況にいる杉山悦子さんが、この国籍法二条は女性を差別し子の幸福を奪うものだとして訴えを提起したことが報じられています。この事務所では一時間、二時間待たされるのはザラで、灰色の制服の役人にいいように扱われ、はては一五〇〇円ナリの印紙を買わされるのです。必要書類が一つでも足りなければ、「全部そろえてまた来なさい」と涼しい顔で言われるだけです。私もこの事務所に行くたびに「あんな法律さえないければ」とむしように腹がたつてくるのです。……(略)……

たまたま「まつり」の編集者の一人ローリンソン友子さんが近々日本に行くことになったので、訴訟を起こした女性に直接会い、カナダで私たちがどのような運動をしていったら

をおこしたことを知り、心強く感じると同時に、カナダに住む私たちも共に運動していきたいと思つていきます。さっそく私たちはバンクーバーの日系女性向け月刊誌「まつり」4号で、この問題をとりあげました。今回の日本訪問を機会に、この要望書を日本政府に提出することになりました。日本国内ならびに世界中で、この国籍法の影響を受けている女性たちが共に運動していけば、国籍法二条の改正も可能だと思えます。

私たちは

- 国籍法二条の「父」を「父または母」へ改正するよう要求します。
- 子の日本国籍取得を要求します。

「まつりの会」代表  
ローリンソン友子  
エンジェルさえ子  
三輪妙子

いいか、話し合ってくる予定です。署名集め、法務大臣あて抗議の手紙など、いろいろ方法があると思えますが、皆さんからも、どしどしご意見をお聞かせください。(妙子)

「まつり」5号より



「ボクにも、日本国籍  
クォーダイ!!」

国会における質疑(国籍法・入管令関連)

1977, 3, 12, 衆・予算委  
土井たか子議員, 出生による日本国籍取得の父系優先、日本人の外国人配偶者の日本への帰化と入国・在留における男女差別を質問。  
香川・法務省民事局長, 父系優先は二重国籍防止のために維持。  
福田一法相, 風俗習慣の是正は現実と調和させつつ順次行なう。

1978, 4, 1, 参・予算委  
田中寿美子議員, 母のみが日本人の子に国籍を求め裁判につき国籍法2条, クロード・チャリ氏の帰化につき同6条・入管令の質問。  
瀬戸山法相, 父系優先は男女平等思想とは思わない。  
香川民事局長, 二重国籍回避の主対象は韓国(公式の場ではじめて表明)。帰化、入国・在留の夫優先は日本の夫婦生活の実態を反映。

1979, 3, 16, 衆・外務委  
土井たか子議員, 西欧諸国の父母平等への潮流と2条改正を質問。  
香川民事局長, 二重国籍防止の必要を繰り返す。父系か母系かは国民感情、伝統的な考え方で決まり、人権規約等に違反しない。  
園田外相, 法律は時勢の変化に応じ運営を変え、改正するもの。現行法は純粋な日本人を守るためのようで、日本人でない日本に住めないところがある。父母の合意で母の国籍をとれる方法を研究すべきだ。

1979, 3, 26, 衆・法務委  
土井たか子議員, 「国籍法の一部を改正する法律案」提案趣旨説明。

1979, 4, 26, 衆・外務委  
西宮弘議員, 国籍法2条改正につき質問。  
香川民事局長, 二重国籍防止の必要を繰り返す。父系優先は男女平等原則に違反せず。憲法、人権規約とも抵触せず。

1979, 4, 27, 衆・外務委  
土井たか子議員, 沖縄の無国籍児につき質問。  
古井法相, 2条改正による母の国籍継承でなく、日本人の子として6条の2の簡易帰化での解決が実際の。  
香川民事局長, 日米両国籍法の不整合による無国籍は簡易帰化で解決可能。母系血統も認めると二重国籍を防止できない。  
園田外相, 単に窮余手段でなく、人間として基本的な問題。人権規約を批准するからには考えるべきだ。

1979, 5, 31, 参・外務委  
永石泰子参考人(弁護士) ①父系優先は家父長制の残滓。重国籍防止より、無国籍救済が重要。②1952.4.19の民事局長通達による旧植民地国民の妻の国籍の自動的抹消は違憲。③帰化は国家の恩恵で困難な条件が多い。国籍法改正または立法措置が必要。  
田中寿美子議員, 人権規約批准に当たり努力したい。

1979, 6, 5, 参・外務委  
田中寿美子議員, 無国籍児の就籍, 52年民事局長通達につき質問。  
田中康久・法務省民事局五課長, 現行法は無国籍の発生を予定しなかった立法。米国籍法との問題は予想外の事態。朝鮮・台湾関係の二重国籍発生の処理を整理しないと改正は困難。民事局長通達を変える必要性はない。

る沖縄の八〇名をこえる無国籍児たちの無権利状態は深刻である(実情は大城安隆氏の報告にくわしい)。  
法務省は、これらの無国籍児たちの日本国籍取得は簡易帰化により手続的に解決できるから法改正はしないとしている。しかし簡易帰化とはいえず、三〇数種に及ぶ書類と一〇万をこえる費用を必要とし、無国籍児をかかえる母子家庭に過大な負担を強いるもので、決して妥当な方法とはいえない。しかも事は手続きにより解決すべき問題ではなく、児童の国籍取得の権利という基本的人権にかかわる問題である。国籍法の

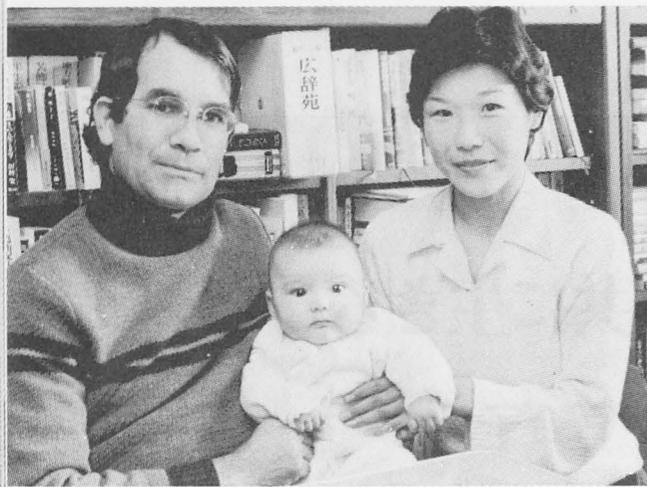
父系優先血統主義が、こうした無権利状態を生み出しているのである。沖縄の無国籍児の問題は、日米安保条約が存続し、米軍基地が存在する限り発生し続ける問題である。その意味で日米両国政府は、問題解決に大きな責任を負っている。「復帰後日本政府は、基地のもたらす物理的被害については、騒音防止とか接取土地の地主への補償とか、いわゆる本土並みの補償政策をとってきた。しかし無国籍児の出生、米軍兵士の妻子置き去りによる母子家庭の発生といった、人間にもたらされた被害の補償と、基本的人権の保障について

では、何一つ努力していない。国際児童年に当たり政府は、無国籍児の発生をこれ以上防ぐため、国籍法を改正して、日本人母からも国籍を継承できるようにすべきである」という沖縄からの声に、政府は謙虚に耳を傾けるべきではなからうか。

八七国会における国際人権規約の批准とその発効は、国籍法改正運動にとって新たな局面をもたらした。日本政府は人権規約に認められた権利を尊重し確保する義務を負い、その権利が保障されていない場合、立法措置など「必要な行動をとること」を約束させられている。

国籍法の父系優先主義と帰化要件の男女差別は、A・B両規約の二条(男女の権利の平等)・B規約二六条(法の前の平等の保障)の規定に違反し、無国籍児を発生させている点で、児童の国籍取得の権利を保障するB規約二四条三号に抵触している。

九月二一日の人権規約発効により日本政府は、国内的立法措置として国籍法改正を行なうことを明らかに義務づけられる。国籍法改正こそ、人権規約を批准して世界の先進国の仲間入りを果たした日本政府が、国際児童年に当たつてとり組むにふさわしい仕事ではなからうか。(石田玲子)



杉山悦子さんと家族——ジャパン・タイムズ提供——

——わたしの子は生まれながらの日本人—— 杉山悦子

結婚当初は、国際結婚の意味をそれほど深刻に考えたことはありませんでした。

私(黄人系日本人)は、米国籍の夫(白人系米国人)と結婚し、昨春秋、長女を出産しました。子どもの国籍については、以前から考えてはいましたが、妊娠してから人類学、歴史そして法律を、徐々にですが、かじり始めました。国籍法によると、国際結婚した日本人男性は、外国人配偶者との間に生まれた子に自分の日本国籍を継承させることができるのに、日本人女性には、その権利がありません。その上、日本人女性である私の身体から生まれたわが子が、日本に居ながら外国人登録証を常に携帯していただければならないことを思うと、娘と私を原告として、どうしても裁判に踏み切らざるをえなかったのです。このような点も含めて、普段考えていることを書いてみようと思います。

私どもの子が、遺伝的にも文化・社会的にも、いわゆる「混血」ではないのに、日本人ではありません。後者は夫婦ともに「ヤマト民族」の子孫と考えられ、妻はヤマト民族系日本人、夫はヤマト民族系カナダ人(いわゆる二世、三世)です。

こう見てくると、私どもの娘は、次の二つの問題にぶつかりそうです。

一、両親がたまたま異なる人種・民族であるために起こる人種・民族問題

二、母親の私が女である故に、娘が女である故に生ずる性差別問題

一は、どこの国でも多少ともみられる問題です。しかし日本は、人種・民族差別問題をかかえた多民族国家である事実を目をそむけています。

が私の中にも潜んでいたのだと思います。

ほとんどの日本人はいわゆる「黄人種」(ここでは「黄人」と呼ぶ)でそのほとんどの人は、自分は「ヤマト」民族の血を受け継いでいると思っています。実際には非ヤマト系黄人、例えば朝鮮、中国、その他のアジア諸国出身の先祖をもつものや、白人系、黒人系の日本人がいます。日本国憲法も、日本が多民族国家であることを認めています。憲法一四条は、日本国民の間の人種による差別を禁止し、日本人の中の少数民族の人種的平等も規定し、日本人の人種的多様性を裏付けているものと思われまます。

日本人の多くは、日本人の中に、いわゆる「ヤマト民族」の血を受け継いでいないものもいるという事実を、ほぼ完全に無視しています。国籍法は「ヤマト民族」であることを日本人であるための必要条件としていません。人種・民族にかかわらず、生まれながらの日本人がいます。両親がわからぬために(たとえ捨て子)、人種に関係なく日本人になった人もいます(国籍法二条の四)。帰化によって日本人になった人もいます。

たとえば黒人系日本人男性が黄人系米国人女性と結婚して生まれた子は、いわゆる「混血」ですが、日本人となります。しかし、黄人系日本人女性

二は、私たちの生活の中に浸透してきたため、打ち砕くには相当の年月を要するでしょう。日本の国籍法や出入国管理令における性差別が、性別を基準に社会的地位と流動性を決めるという、明らかに法的问题を含む点で、日本での人種・民族問題とは異なります。しかも憲法は性差別を禁止し、法の下での両性平等を保障していますから、国籍法が違憲であることは歴然たる事実です。

ここで具体例を出してみます。日本人兄妹が日本で、米国人兄妹と結婚し、子どもが生まれたとします。この子たちはいとこ同士ですが、日本人兄・米国人妹の子は日・米二重国籍で、日本人妹・米国人兄の子は米国籍しか持てません。日本人兄の子は、法律上の日本人として父親の戸籍に入れます。しかし日本人妹の子は、法的に日本人ではないので、母親の戸籍に入れないだけでなく、出生の事実さえも母親の戸籍に記載してもらえないのです。

最後に、「混血児」「あいの子」「ハイフ」などの語に触れてみます。これらの語には、異人種・民族間の子は特殊な人種・民族でもあるような思想があります。しかし、地球上の誰もが父の血と母の血の「混血」に違いないのです。

① 外国人男性(ロバース)と日本人女性(大和)との結婚から生まれた子に日本国籍を取得させようとして受理されなかった出生届の例(杉山さんもこれに該当)

子の氏名	大和 国明	父母との続柄	父 出子 ( ) 母 出子 ( )
生まれたとき	昭和48年 5月 4日	出生時刻	午前 5時 28分
生まれたところ	京都市 上京区 山田東山町	住所	京都市 右京区 御陵のF町7
世帯主の氏名	大和 民子	世帯主との続柄	長男
父母の氏名	父 ロバース ハルオ 母 大和 民子	生年月日	昭和20年 6月 15日 (満28歳) 昭和20年 3月 20日 (満28歳)
本籍	松山市 祝谷 9丁目582	外国人のときは(国籍だけをかいてください)	大和 民子
その他	母親の戸籍に子供を入籍したい。		
届出者	大和 民子	届出日	昭和20年 3月 20日

② 外国人男性(王)と日本人女性(中村)との結婚から生まれた子の外国人としての出生届の例

子の氏名	王 楽天	父母との続柄	父 出子 ( ) 母 出子 ( )
生まれたとき	昭和48年 10月 30日	出生時刻	午後 2時 40分
生まれたところ	横浜市 中区 新山下町1丁目6	住所	横浜市 中区 翁町3丁目830
世帯主の氏名	王 必武	世帯主との続柄	長男
父母の氏名	父 王 必武 母 中村 道子	生年月日	西暦1943年 11月 6日 (満29歳) 昭和23年 6月 8日 (満25歳)
本籍	横浜市 西区 老松町 9	外国人のときは(国籍だけをかいてください)	中村 道子 父の国籍 中国
その他	父母婚姻年月日 昭和43年 8月 10日 子の戸籍 中国		
届出者	中村 道子	届出日	昭和23年 6月 8日

②例と①例は、父が無国籍者の場合、あるいは父母が結婚していない非嫡出子の場合、その子は日本国籍を取得できる。

①例不受理の理由は、日本女性が外国人と結婚すると、自分が生んだ子に日本国籍を伝えることができず、その結果、子を自分の戸籍に記載することもできないというのが役所の説明。しかも日本の役所は、国籍と氏名の民族性を一致させべきだとの見解から、「大和国明」の表記に難色を示し、「国明・ロバース」と書くよう指導する。外国人が帰化する場合も、日本風の氏名に改めるよう示唆される。

③ 日本人男性(鈴木)と日本人女性(鈴木)との結婚から生まれた子の出生届の例

子の氏名	鈴木 和子	父母との続柄	父 出子 ( ) 母 出子 ( )
生まれたとき	昭和48年 1月 20日	出生時刻	午前 6時 50分
生まれたところ	鎌倉市 別所 835	住所	鎌倉市 三沢 969番地 112号
世帯主の氏名	鈴木 太郎	世帯主との続柄	長女
父母の氏名	父 鈴木 太郎 母 鈴木 花子	生年月日	昭和16年 8月 26日 (満33歳) 昭和18年 2月 18日 (満31歳)
本籍	東京都 世田谷区 本町 293	外国人のときは(国籍だけをかいてください)	鈴木 太郎
その他	父母の婚姻年月日 昭和43年 11月 25日		
届出者	鈴木 太郎	届出日	昭和16年 8月 26日

注 1) 各例の氏名、住所などの記載はすべて架空のものである  
2) ③④は受理されるはずの記載例、①は不受理の例

④ 日本人男性(金田)と外国人女性(ワタナベ)との結婚から生まれた子の出生届の例

子の氏名	金田 成愛	父母との続柄	父 出子 ( ) 母 出子 ( )
生まれたとき	昭和47年 10月 1日	出生時刻	午後 4時 35分
生まれたところ	東京都 港区 白金 3	住所	東京都 台東区 松ヶ丘 212
世帯主の氏名	金田 正夫	世帯主との続柄	長女
父母の氏名	父 金田 正夫 母 スザン ワタナベ	生年月日	昭和12年 11月 3日 (満34歳) 西暦1937年 7月 26日 (満36歳)
本籍	長野市 古枝 日吉本町 260	外国人のときは(国籍だけをかいてください)	金田 正夫 母の国籍 カナダ
その他	父母の婚姻年月日 昭和43年 11月 25日		
届出者	金田 正夫	届出日	昭和12年 11月 3日

# 朝鮮人であること・共に生きること

高 史明氏・岡 百合子氏



高 史明氏

「やさしさ」が一番大事だと今、思っています。なぜなのかを話したい。私は一九三三年、下関で生まれた。当時、朝鮮は日本の植民地で、私の国籍は日本だった。

家は、窓もないハモニカ長屋だったが、私はつらいとも思わず、愉快な子ども時代を過ごした。周囲は朝鮮人が多かったが、いりこ煮干しを商っていた日本人とも仲よく暮らしていた。しかし成長するにつれ、なぜ日本人と朝鮮人は対等でないのか、いや応なしに考えさせられた。ただ、それをどうしたらよいかわからず、自分の中の欲求不満を暴力で解決する少年時代だった。小学校五年のとき、酒井先生という日本人の先生が人間としての真情から私に思いをぶつけてくれた。しかし、この先生が亡くなり、私はまた乱暴な少年に戻ってしまった。

一九四五年八月一日、私が朝鮮人として生きる可能性が開けてきた。しかし、日本帝国に忠誠をつくす教育を受けていたため、大人に対する不信から暴力行為に走る青春時代で少年刑務所に何回も入れられた。こ

こで「何のために生きるか」を考える時間がいっぱいあり、「民主主義」という本を初めて手にして、私が求めていたものが書かれていた。しかし出所してみると、朝鮮戦争で戦後民主主義は圧迫され、戦犯も追放解除になった。そうした政府に抵抗しようとして共産党に入ったが、極左冒険主義に絶望して党をやめた。

生きる道がないと思っていたとき親鸞の「歎異抄」に出会い、「善人おもて往生とぐいわんや悪人をや」という言葉に触れた。人間とは何かを考えて、文学の道に入ったが、妻に食わせてもらう毎日だった。死のうかと思ったとき、また「歎異抄」に出会った。やつと小説が書けるようになった。私は朝鮮人としての運命から自分一人だけ脱出しようとしたが、あのハモニカ長屋の生活、人々にこそ真実があることを悟った。私は著書の中でこう書いた。「あの酒井先生のやさしさは朝鮮人であること、日本人であることを越えた、人間としてのやさしさを教えてくれた」。

朝鮮人でありながら日本人のように育ち、社会に出れば朝鮮人としての矛盾の渦の中に放り出される。こうした朝鮮人と日本人の枠づけを越えたものとしての人間のやさしさを考えざるを得なかった。

朝鮮人と日本人の間に生まれた私

いなかったら、日本人の私よりも強い反対を受けていただろうと思えます。しかし、下関にいる彼の父と兄にあいさつに行つたとき、親戚の人や近所の人たちは、とても歓迎してくれました。日本の女と結婚したのは気に入らなかつたと思うのですが、

当時は、朝鮮人と結婚したという自意識も、努力もなしに生活を始めました。しかし彼は職もなく、私の教員としての収入だけで、生活は楽ではなかつた。それで彼が荒れたと今はわかりますが、当時は、なぜ荒れるか深刻に考えたことはなかつた。それがわかつていたら、結婚生活が続いていたかどうか。

朝鮮人と結婚したという実感は、まず籍の問題でひつかつたことです。入籍できず、結婚したといつても姓も変わらない。職場では内縁ということで事務処理をしてくれました。悩んだのは身内とのつき合いです。家族は、彼が朝鮮人であることとを隠していました。

こんなことで、朝鮮人と結婚したとはいえませんが、それでも、生徒の中に、朝鮮・韓国籍の子がいると特別な感じで付きあいが始まつたんです。その中の一人が、今、韓国でつかまっています。私は歴史の教師ですが、朝鮮史を真正面から読んだことはありませんでした。二二一

三年、ようやく朝鮮への関心を歴史を通して見るようになり、朝鮮史に関わつていこうという気持ちが出てきました。

\*

息子のことですが、産むときが一番つらかつた。入籍していなかったし、経済的にも自信がなくて、七年間産みませんでした。子どもの籍は、もろもろの状況を考え、日本人として育てることにしました。彼は、自分は長生きできないと思つていて、私の籍に入れる方がいいだろうということになりました。「お前と子どもは立派な日本人になれ、オレは朝鮮人として生きる」と言われ、いつも日本という国を批判していた私は、「立派な日本人」で何なのかとドギマギしました。

息子が自分で死んで「朝鮮人として育てなかつたから死んだんじやないか」とか、逆に「日本と朝鮮のことを、いたいけな子に知らせすぎたんじゃないか」など、いろいろ言われました。小学校四年のとき、二人で心をこめて話したのです。「お父さんは朝鮮人でお母さんは日本人で、その間の子どもとして生まれたお前は、日本人としてやっていくんだ」と。息子はケロケロ聞いていたんですが、そのあと学校の先生から「岡君は書取りの試験ができなかつたんで、どう

の息子には、日本と朝鮮の橋渡しになるような人間になってほしいと思つていた。しかしこの本が出た半年後に、息子は自分で死んでしまった。朝鮮人としての民族的矛盾や日本人との関係の中で、人間としてのやさしさが、共に生きるための基礎だと思ひ、それは息子にも通じると思つていた。しかるに息子は詩の中で「酒を飲んで酔う人間」と「酔うために酒を飲む人間」と分けていた。私は酔うために酒を飲むが、日本人の中で、朝鮮人として生きているため、飲んで

も楽しく酔えなかつた。しかしそれは未来を拓く民族の生き方ではない。朝鮮人と日本人をもうひとわり包みこんだ人間に目ざめたとき、民族的特殊な条件を豊かに生かせると思つていた。しかし、それだけでは、人間であるとはどういうことかという問いが足りなかつたことを、息子の死で教えられた。

人間は地球上の生物の一つではないのに、他の生物の存在を見失つていないだろうか。民族問題の矛盾も、人間を生きもの全体の中で位置づけることで、解決が得られるのではないか。

(講演要旨)

高史明著  
筑摩書房刊

生きることの意味

したんだっていったら、ぼくは日本人じゃないから漢字でできなくてもいいんだというんです」と言われまして、一体、ああいう風に話したことが、息子にどういう影響を与えたか、まだ結論は出ていません。

ただ、朝鮮人と日本人の間に生れた子だから死んだんだとは全然思いません。たしかに、いろんな緊張感とか、親のきびしい姿勢が、息子の性格の要因になったとは思っています。しかし今は、息子が朝鮮人と日本人の間に生まれたことが、生きていく目的、生きるエネルギーになるはずであつたと思つています。だからそのことと死んだのではなく、そのことをバネにして、むしろいい状況で成長すべき人間を、そのように育てきれず、途中で挫折させてしまったことは私どもの責任であり、申しわけないことと思つています。

朝鮮人と日本人の結婚は数も多くその間に生まれた子が生きられないなどということはない。むしろ、うちは失敗したが、失敗を乗り越えることができれば、未来を切り拓き、現在の国家や民族のわくを越えた新しい人類のありようを目ざす、そういう方向の人間が育つたのではないかと思ひます。そういう意味で、残念ではないのです。

(講演要旨)



岡 百合子氏

朝鮮人と結婚して来年は銀婚式です。満二四年もよく続いたものだと思います。彼との出会いは、私が女子大に入ったころ、レッドパージ反対運動が盛んで、全学連の学生運動に入り、彼が女子大担当の常任になつたので知り合つたわけです。

結婚を考えるようになって、経済面や日常生活のイメージがなく、思想と人間的に純粹かどうかしかなかった。あるとき彼に「重大発表がある」と「自分は朝鮮人だ」と言われ、活動の中で聞いていたので「それがどうしたの」と答えたら、彼はあてが外れたようでした。朝鮮人と結婚することがどういうことか、当時の私にはわかつていなかったんですね。

ところが家族は大反対。第一に朝鮮人である、次に共産党員である、それに職もなく収入がない、良いところは一つもない(笑)。兄と弟の間の一人娘なので、親の嘆きはひどかつた。

しかし、彼の身内がどう思うかについては、欠落していました。彼は家出同様に東京へ来て、政党的の中で、日本人と変わらぬ生活をしていました。もしも彼が朝鮮人社会と切れて



# 国籍のない子どもたち

大城安隆



## 困難な実数把握

「出入国管理統計年報」(法務省)によると、一九七七年には沖縄県に七一人の無国籍者がいたことになっている。七九年四月二七日の衆議院外務委員会で法務省香川民事局長(当時)は土井たか子議員の質問に対し、約八〇名の無国籍者がいると答えている。しかしこれらの数字は、正確に言えば、政府が把握している沖縄県在住無国籍者の数にすぎない。

ところが、潜在化している数字をどのように推定するかにより、状況は変わってくる。国際福祉沖縄事務所(I S A O)には、過去六カ月間に二〇人の国籍や戸籍のない児童の問題が新たに持ちこまれていたこと、その内八人は行政機関に何らかのかわりのない児童であったこと、さらにこれまでの諸調査資料を総合すると沖縄県の無国籍者の実数は、把握されている数をかき上回るものと推定される。無国籍児の母親の中には、自分の子が未就籍で身分を証明できないことを入国管理事務所等に知られると、子どもだけがアメリカに強制送還されるものと思込んで、行政機関の目を避けて不安の中で子を育てていたものもある。

また現在でも四方を越える米軍基地関係者がいて、毎年約四〇〇組の国際結婚が行なわれていることは、

無国籍の子どもが増え続けていることでもある。いずれにしても、無国籍者の正確な数を知るのは困難である。

## 無国籍の内容

I S A Oでは無国籍者を純粹無国籍、未就籍無国籍、婚姻外無国籍の三グループに大別している。純粹無国籍は、アメリカ合衆国の国籍法による父親の本国居住要件が不備であると同時に、母親の国、日本の国籍法の父系血統主義の谷間で、完全に無国籍になる場合である。このグループに属する具体例として、中学三年の男子を知っている。彼は父親が一八才のときに生まれた。出生直後に父親はベトナムに派遣されたが、重傷を負って本国に送還され、半年後には音信も途絶えてしまった。数年前 I S A O が父親と連絡をとることに成功したが、寝たきりの状態であることがわかった。その後、少年の日本帰化に母子で努力したらしいが、手続きが複雑で断念したらしい。母親は「しばらく何もしたくない、早く国籍法が改正されればよいのに」と知人にもらしたという。

アメリカ人の父親に胎児認知を受けた子も、純粹無国籍者である。母親は子の将来を思い認知してもらったのだが、子の出生の時点で父親が

法的に判明し、それが外国人であれば、非嫡出子でも第二条の三は適用されず、日本人と認めないというのが日本の行政機関の見解である。父親の国アメリカでは、両親が結婚していないのでアメリカ人として認めないことになっている。

未就籍による無国籍は比較的多い。アメリカ人の父親と日本人の母親の正式な結婚から生まれた子だが、出生届に必要な書類、特に父親の十年間の本国居住要件に関する証明書がなくて、アメリカ領事館への出生届が受理されないケースである。例えば父親は子の出生届をせずにアメリカへ帰国して行方がわからず、母子だけが日本にとり残された場合、子の就籍ができず、アメリカ国籍がとれないので、無国籍と同様な状態に置かれることになる。父親が帰国前に出生届の義務を果たしていたら、あるいは父母が同居している平和な家庭であつたら、あるいは家族そろってアメリカに帰国していたら、未就籍・無国籍の問題はなかったはずである。

重婚の父を持つ兄弟(四才と一才)が就籍できないケースも、このグループに入ると思われる。アメリカ人である父親は、かつてフィリピンに約一カ月滞在、教会でフィリピン女性と結婚の儀式を行なった。しか

し彼は軍司令官の許可を得ておらず、領事館に届出もしなかったため、その結婚は無効だと思っていた。その後沖縄基地配属となった彼は、沖縄で日本人女性と結婚した。ところがフィリピン人妻の訴えで彼は偽証罪に問われ、軍事法廷で有罪判決を受け、アメリカ政府は日本人妻との結婚を無効とした。しかし日本人妻の戸籍に記載されている結婚を無効にするには、裁判所の許可が必要だといふ。そのため日本人妻との間に生まれた兄弟は、母親の戸籍によれば日本国籍をとれず、アメリカ政府は結婚を無効としているのでアメリカ国籍もとれない。兄弟の母親は家庭裁判所に「婚姻無効」を申し立てようとしたが、相手方であるアメリカ軍人が出頭しなければだめだと言われ途方にくれている。彼は一年前に帰国して音信が絶えたとし、地方裁判所に申し立てるための弁護士費用もない。不思議なのは、フィリピン人女性との結婚を証明する書類を取り寄せて提出しても、家裁の審判事件にはなじまないと言われたことである。とかく裁判というものは金がかかるように仕組みられていると言いたくならないことが多い。

婚姻外無国籍は、未就籍と同じ頻度で相談が持ちこまれている。外国人、特にアメリカ人と結婚継続中の

日本人の妻が、夫以外の男性(日本人と外国人半数の割合)との間に生んだ子の場合である。アメリカ人の夫が帰国し数年間音信がない場合でも、離婚手続きをしない限り、日本人妻は戸籍上はアメリカ人の夫との結婚が継続している。したがって日本の法律では、生まれた子の父は戸籍上の夫とみなされる。日本の役所に出生届を出すと、国際結婚で生まれた子として受理されるが、母親の戸籍に入籍はされない。しかも戸籍上の夫の国の出先機関であるアメリカ領事館では、戸籍上の夫の子とは認めない。戸籍上の夫の十年間の本国居住要件証明が必要と同時に、夫が不在の場合は、「この子は私の子に相違ありません」という証明書が添付されない限り、出生届は受理されないからである。

関係者が日本人だけなら、まず戸籍上の夫の子として入籍するから、子の籍が宙に浮くことはない。その後には戸籍上の夫から親子関係がないことを家裁に申し立てて証明するか、実父が認知の申し立てをするか、あるいは離婚裁判の中で戸籍上の夫との親子関係がないことを証明するなどして、子の戸籍を訂正することができる。しかし夫が外国人の場合、簡単ではない。法例(明三法一〇号)十六条は離婚は夫の本国法によるとし、

## 国際福祉沖縄事務所とは

沖縄には四〇〇〇人近い国際児がいる。差別、生活苦、教育、アイデンティティ、国籍、養子縁組など問題も多く、国際福祉沖縄事務所が受ける国際児問題での相談件数は年間一五〇〇件、沖縄の国際児問題は、この事務所を抜きにして語れない。英語名が International Social Assistance Okinawa, Inc. の I S A O と略称される。I S A O の前身は、一九五八年に設置された国際社会事業団沖縄代表部で、七一年四月、日本の社会福祉法人 I S A O となった。事務所は海兵隊基地に囲まれ、国際児問題などの多い宜野湾市の喜友名にある。理事会は一八人、宝石商の末吉業信氏が理事長、米人理事が五人いて、月一回開かれる。年間予算は四〇〇〇万円、県補助金八〇〇万円、日本自動車振興会補助金七〇〇万円、米軍将校婦人クラブなど団体からの寄付金六〇〇万円などが主な収入だ。毎年、赤字が出ており、事務所が十分に活動するには予算六〇〇〇万円が理想だといふ。

I S A O の活動を取り仕切っているのは、事務局長の大城安隆氏だ。大城氏は、米国のデンバー大学で社会福祉を専攻し福祉士として生きてきた人で「子は親の子であり、社会の子だ。育てる責任は親と社会と政府にある」、I S A O のかかえる問題は沖繩戦後史から出てきた問題であり、日米両国政府が責任を持って解決すべきだ」と訴えている。

(伊高浩昭「敗戦と反戦平和の谷間で——沖繩の国際児問題」、『思想の科学』一九七九・八、P86より)

協議離婚はできない。夫に関する外国語の書類を日本文に翻訳し、夫の国の離婚に関する法律までも添付して裁判所に申し立てることになる。これらを自力で行なえる日本人妻は非常に少なく、弁護士に依頼せざるを得ない。法例も国籍法と同じように、夫あるいは父親つまり男性中心の考え方が貫かれている。

最近まで、われわれはこの婚姻外無国籍児の問題を前面に出さなかった。理由は、結婚から生まれた子の無国籍問題と、結婚外から生まれた子の戸籍の問題に対して、世間の見方が異なると思われたからである。しかし、外国人がからんだ戸籍や国籍の問題であること、父母の道徳的社会的責任は責められても子どもたちに罪はないこと、すべての児童は等しく幸せになる権利を持つという原点に立つべきことに気が付き深く反省し、われながら恥かしく思った。日ごろの業務では力を入れて援助を続けているが、今後は社会的にもこの婚姻外無国籍児の問題の解決も同時に訴えていくことにしている。

### 無国籍児の問題

無国籍の問題でISA Oを訪れる人のほとんどは「無国籍児には具体的にどんな不利益・不便がありますか」と聞く。私は「あなたのお子さん

にもしも戸籍や国籍がない場合を想定していただければおわかりになると思います」と答えるようにしている。大抵の人は、日本では戸籍を必要とする場合がいかに多いかに気付いてくれる。ある人は「私にとっては空気のようなものです」と言った。普通、国籍や戸籍は生まれながらに個人に当然そなわっているものと受けとめられている。

国籍や戸籍がないと、毎日の生活に不便であるばかりか、人間の存在価値さえ否定されることになる。就学、進学、就職、結婚、海外渡航の旅券取得、自動車の免許証をはじめ各種の資格取得等々、無国籍者が乗り切らねばならない難関の具体例を挙げればきりがなし。児童扶養手当の受給、国民年金・健康保険への加入もできない。国籍を否定することは、人格の否定にも等しい。

国際人権規約や国連の児童権利宣言が、児童は生まれたときから姓名および国籍をもつことが基本的権利の一つだとしていることの意味は深い。資格の有無そのものが個人に与える影響もさることながら、それにより体験する喜びや達成感、悲しみや不安、怒りの感情があり、その中で形成されていく子どもたちの性格や社会観、すなわち「心」に深くかかわっていることに思い及んでいただ

### 無国籍児の生まれる環境

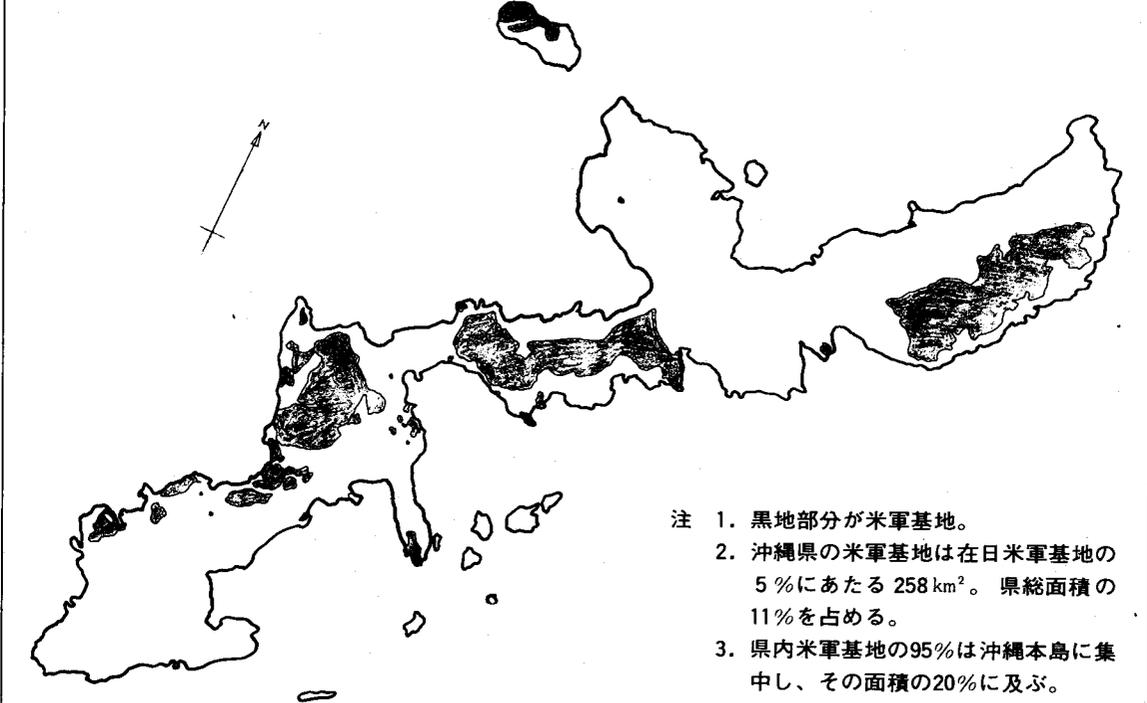
沖繩県には三〇カ国以上の民間の外国人がいる。ラテンアメリカ諸国の移民先から引揚げてきた家族も含まれている。しかし外国人の主流は、米軍基地と直接・間接にかかわりのある米国人である。その上に米軍基地には四万人を越す兵員が、在日米軍基地の五三%を占める二五八平方キロの施設で活動を続けている。いや、それ以上に強化されている基地の時代が、戦後三〇余年間も続いていた。

これだけの歴史の重みと現状を静かに考えるとき、今沖繩にいと推定されている混血児(われわれは国際児と呼ぶ)の数三五〇〇人は、むしろ少

ないのではないかと思う。もしも沖繩県民が大陸的な国際性豊かな民族であつたら、異民族をも積極的に受け入れる民族であつたら、この数倍もの国際児がいたであらうと想像する。米軍人と日本人女性との結婚が毎年四〇〇組以上もあることは、県民と米軍基地とのかかわりが、精神的な面でもかなり深化していることを示している。

一方、国際離婚や夫婦間の問題に関する相談も多く、ISA Oの窓口だけで年間一〇〇件を越している。人は個人の自由意思で結婚の相手を選ぶ権利があり、結婚の質について言及する場合は注意を要する。しかし、互いに相手の話す言葉もほとんど理解できぬまま、相手の文化や風俗習慣に対しても興味本位で浅い知

### 沖繩県内米軍基地分布図



注 1. 黒地部分が米軍基地。  
2. 沖繩県の米軍基地は在日米軍基地の5%にあたる258km<sup>2</sup>。県総面積の11%を占める。  
3. 県内米軍基地の95%は沖繩本島に集中し、その面積の20%に及ぶ。

識しか持たず、そして相手の態度や性格がその社会で正常な領域にあるかどうかを判断する能力すら持たぬまま結婚するケースは、決して少なくない。夫婦の年齢差が大きいこと、日本人妻の家族の猛反対にあうのも国際結婚の特徴である。反対の理由はさまざまだが、親にとっては娘が果てしなく遠く、夫以外に頼る人もない国に行くことは、想像だにしないことである。「混血の孫を腕に抱いている自分を考えたくない」と言つた父親もいれば、「将来、日本とアメリカが再び戦わないという保証はない」と反対した父親もいた。

これが基地のある環境であり、国際結婚の現状である。しかもその基地は日米安保条約によって存在している。戦後の日本の経済的發展は、朝

### 国際児母の会

「何か心の支えを求めて下さぐり続けてきました。そのひとつが出来るようになりました。お母さんたち自身の努力で作りましたのです。国際児母の会には、子どもたちを一人前に育てるためにも、自分たちの暮らしを豊かにするためにも、みんなで力を合わせようという集いです。」

二五人の国際児のお母さんたちが一九七七年七月、ISA Oの協力で母親たちの「喜びや苦しみを分けあう共通の場」として「国際児母の会」を発足させた。今では支部が宜野湾

市、沖繩市(旧コザ市)嘉手納町、那覇市、名護市、平良市、石垣市にでき、会員も七〇名になった。今年六月一〇日母の会は三回目の総会を開いて、「国際児童年」にちなんだ宣言をした。ことしは国際児童年です。これは二〇年前の児童権利宣言の精神がどの程度、実現されたかを世界中の国々で総点検すること、この年を契機に、さらに高い目標に向かって各国が努力する目的で、国連で決められた大切な年です。

日本は戦後、諸外国の理解と協力の下に国民の努力ですばらしい発展を遂げることができました。しかし、その発展ぶりに比べ、児童権利宣言の精神がどれだけ表現されたか大きな疑問が残ります。例えば宣言第三条には、「児童は出生のときから姓名と国籍を持つ権利がある」とありますが、沖繩県の国際児には無国籍児がたくさんいます。また皮膚の色が異なっているということだけで、いじめられることもありま

# 「国籍」をめぐるこの10年

田中 宏

一、はじめに

かつて「入管闘争」と呼ばれた時にかかげられた課題は、その後も基本的には変わっていない。一九六五年に日韓条約が調印されたが、翌六六、六七、六八年と「外国人学校法案」が登場し、六九年から四度にわたって「入管法案」が登場した。七〇年安保の年だけは法案が提出されなかった。最後の提案は七三年であった。これらの法案はいずれも成立をみなかったが、法案との対峙の中で直面した問題は引きつがれて今日に至っている。ここでは、この十年ばかりを振り返ってみたい。かつては「入管体制」という表現が一般的に使われたが、在留問題以外に国籍による差別問題をも含めて考える必要がある。そこで、「入管・国籍」という表現にしてみた。

入管・国籍体制は、日本人と外国人の相互関係にかかわる問題ともいえるが、日本ではどういふ人が外国人であるのかという点を見ておかなければならない。どういふ人が日本国籍をもつかについては、日本の国籍法に定められている。世界には、親の血統で子の国籍が決まる血統主義と、子の出生地で国籍が決まる生地主義の二つの原理が併立しているが、日本は血統主義を採用している。従って、日本に生まれ育ち、そして日本に定住

している人も、外国からやって来た一時滞在者も、同じ「外国人」として排除の対象にされているという問題がある。国際結婚した両親の間に生まれた子の国籍についても、父のそれを継承するか母のそれを継承するか、父母双方の国籍を継承するから、日本人か外国人かが分かれてくる。この点については本号別稿参照。

日本における外国人の主要な部分はどういう人々かということも充分ふまえて考えることも忘れてはならない。外国人の在留資格別をも含めた最新の「在留外国人統計」によってその概況を見ると別表の通りである。

一九四五年の「八・一五」の時、在日朝鮮人は二百数十万、台湾人を含む在日中国人は約十数万であったが、平和条約が発効し日本が主権を回復した一九五二年末には、朝鮮人は五十三万人に、中国人は四万人に減少した。大量の人々が戦後短期間のうちに故国に帰還したことは、それまでの在日がいかに不正常であったかを物語っており、また一方、日本に留った人々にはそれ相応の事情があったことを示している。この五十三万の朝鮮人と四万の中国人が、今日の日本における外国人をめぐる問題の原型となっていることは重要な事実である。そこには、海外から来日する一般外国人とは、まったく異なる歴史的背

## 国籍別・在留資格別外国人登録数

	総数	主要在留資格別					
		留学生	宗教	一般永住	法126の子	法126	協定永住
韓国・朝鮮	638,806	540	40	1,712	121,217	149,076	342,366
中国	46,944	2,347	26	8,551	3,702	8,196	-
アメリカ	25,033	787	2,820	70	20	498	-
その他	38,311	2,038	2,431	818	568	2,756	-
合計	749,094	5,712	5,317	11,151	125,507	160,522	342,366

注1) 1974.4.1.現在、「在留外国人統計」より  
 2) 全体の83.9%は戦前から引き続いて在日する朝鮮人、中国人及びその子女  
 3) 一般外国人として在留する朝鮮人は、朝鮮人のわずか4%  
 4) 朝鮮人の妻及び中国人の妻は、いずれも日本生まれ。

景があり、植民地支配や侵略政策に伴う日本の事後責任が問われていることに注意しなければならぬ。

二、「七・四」と「日中」  
 一九七二年は入管法の第三次案が国会に提出された年ではあるが、一方では、南北朝鮮による「七・四共同声明」及び、九月の「日中共同声明」が調印された年でもあった。

一九六五年の日韓条約の調印は、在日朝鮮人にも大きな影を落した。

## 沖縄県混血児童生徒の実態

(1975年12月現在・県教育庁指導課調査)

### 校種別混血児童・生徒数

性別	校種	幼稚園	小学校	中学校	特殊学校	高等学校	米人学校	合計
		男	33	273	125	6	37	170
女		28	260	109	3	58	149	607
計		61	533	234	9	95	319	1,251

### 国籍別混血児童・生徒数

国籍	校種	幼稚園	小学校	中学校	特殊学校	高等学校	米人学校	計
		米 国	9	91	10		2	143
フィリピン			15	11		5	69	100
日 本		45	392	197	9	83	72	798
中 国		2	4			1	25	32
その他		5	31	16		4	10	66
計		61	533	234	9	95	319	1,251

### 混血児童・生徒出生時の父親の国籍別数

国籍	校種	幼稚園	小学校	中学校	特殊学校	高等学校	米人学校	計
		米 国	42	417	180	7	48	172
フィリピン		3	53	39	2	26	100	223
中 国		2	12	3		2	34	53
フランス						1		1
メキシコ			1			1		2
日 本		1	1			1	3	6
その他		13	4			16	10	43
不明(未記入)			45	12				57
計		61	533	234	9	95	319	1,251

注) その他はベトナム、インド、カナダ、ポルトガル、イギリス、韓国など。

### 混血児童・生徒の生活態様

国籍	校種	幼稚園	小学校	中学校	特殊学校	高等学校	米人学校	計
		父 別 居	28	354	144	7	49	19
父母別居		16	79	40	1	16	48	200
母 別 居			2	1			7	10
父母同居		6	42	31		10	228	317
父 死 別			12	10	1	6	12	41
不明(未記入)		11	44	8		14	5	82
合計		61	533	234	9	95	319	1,251

のいずれかの国籍を選択できる国籍法であれば、無国籍者問題はほぼ全面的に解決されることになる。日本政府の国籍法改正の決意が遅れば遅れるほど、問題をますます複雑にしていくであろう。

問題解決の方向

国籍がないために毎日の生活の中で法律的、社会的、心理的に苦しんでいる者のために、これまでと同様に日本への帰化手続きの援助を推進す

ることは重要である。しかし帰化手続きがいくらか簡素化されても、それだけでは無国籍児発生を防ぐ根本的解決にはならない。国籍法の改正こそが目標でなければならぬが、幸いにして、その解決への道は示されている。

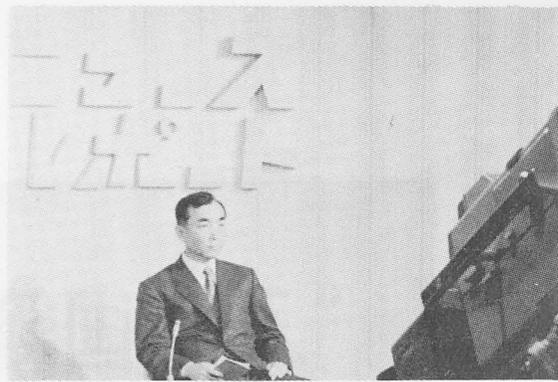
日本国憲法の男女平等の原則、国会が批准した国際人権規約、さらに児童福祉の理念に立つて土井たか子衆議院議員や田中寿美子参議院議員をはじめ、何人かの議員の問題提起

により、国会の場で論議されてきた。第八七国会には、国籍法改正案が社会党から提出されるに至った(成立せず)。また国籍法の違憲訴訟ともいえるシャピロ事件、ウエザール事件が東京地裁に提訴されている。

日本は、なかなか法律を改正しない国として有名である。条文が死文化しても、そのままにしてある例は少なくないといわれる。そのような風土を考えると、国籍法改正の国会活動と平行して、前記の両事件を勝

訴に導くための支援活動を展開することが最も急務であり、重要であると思う。運動を効果的にするには、党派を越えた推進母体を組織することである。国籍や戸籍のない子どもたちやその親の苦悩や怒りの叫びが、一人でも多くの国民の心に届くことと、国籍法改正の幅広い運動が組織化され、一日も早く目標が達成されて、この子たちに明るい日々が訪れることを祈りたい。

(国際福祉沖縄事務所事務局長)



中国人の帰化急増の概況

	中国人 登録数	無国籍者 登録数	帰化許可者 総数
1970	51,481	818	5,379
1971	52,333	930	3,386
1972	48,089	9,268	6,825
1973	46,642	5,219	13,629
1974	47,677	3,170	7,026
1975	48,728	2,676	8,568
1976	47,174	2,805	5,607
1977	47,862	2,924	5,680
1978	48,528	2,687	7,391

注1) 帰化を申請する中国人は、事前に中国籍離脱手続をとっていったん無国籍となるため、無国籍者数を掲げた。

注2) 帰化許可の原国籍別数は公表されないため、許可総数を掲げたが、73年の激増が中国人の帰化によることは明らかである。

鄭敬讓氏

六六年から七一年にかけては、日韓法的地位協定にもとづく「協定永住」の申請期間であり、在日朝鮮人は「協定永住」と「法二二六該当者及びその子」の二種類に区分けされた。この両者の間には、例えば、退去強制事由について、前者は「懲役一年以上」であるのに対し、後者は「懲役一年以上」と格差がつけられた。両者の間の違いのもう一つは、再入国許可(一時海外渡航許可)についてである。協定永住を申請しなかった「朝鮮籍」については、きわめて例外的な人道ケースのみ再入国許可を与えていたが、七・四共同声明以降一定の緩和策がとられた。再入国許可を得て出国した者については統計を見ると、朝鮮籍については七一年二七件、七二年九二件、七三年三五七件、七四年四八九

件と増加し、七七年には一、〇一六件に達した(ちなみに、韓国籍のそれは七一年一万余件である)。この際、渡航文書としては、いわゆる入国管理局局長の「局長証明書」が使われている。再入国許可(海外渡航許可)については、一定の緩和策がとられたといえ、七・四共同声明の前に、やむなく日本人旅券を借用してイギリスに留学した日本生まれで朝鮮籍の崔正雄君は、七七年秋の一時帰日時にそれが発覚し、韓国への強制送還だけは食い止めたものの結局「国外退去強制」のかたちで再渡英し、日本の在留資格を奪われるという事態に追い込まれた(この事件については「朝日ジャーナル」七九年新年特大号一〇八頁以下の取材記事及び「朝鮮研究」七九年一二月号の拙稿参照)。

最近報道された所によると、国連主催の会議に招かれた在日韓国人鄭敬讓氏は、インドにむけての再入国許可申請後二ヶ月近くたつのに許可がおりていない。同氏は、七二年以降その政治的立場の故に韓国旅券は無効になったままである。かつて、七六年秋にアメリカのハーバード大学から講義に招かれた時も、再入国許可は認められず、アメリカへの渡航は実現しなかった(この事件については、七九年九月一日の毎日、読売の記事。九月一二日の朝日記事。同日毎日夕刊の鄭氏の文章参照)。

機相互乗入れも再開された。同じように外交関係を有しない北朝鮮との相互交流とこれを較べると、そこに大きな隔りのあることに気づく。従来からあった「未承認地域」との関係というイメージは大きく塗りかえられることになった。

日中国交樹立に伴う変化の一つに、中国人の大量帰化があることも指摘しておく必要がある。帰化統計は一般的に秘密主義がとられており、正確に何人の中国人帰化があったかを知らずにはできないが、上の表から、その大要を知っていただきたい。年々少しずつ増えていた中国人の外国人登録数が、七二年に激減し、その後横ばいを続けていることが、この間の事情を物語ってくれている。

なお、日中国交樹立、さらには日中平和友好条約が締結されたが、在日中国人の地位・処遇に関する両国間の協定などは、現在までのところ何ら結ばれていないことも指摘しておきたい。

### 三、第四次「入管白書」の発表

七六年三月に「入管白書」が発表された(正確には「出入国管理」その現況と課題)が、これは一九五九年、六四年、七一年につぐ第四次の白書である。一九五〇年に外務省の外局として発足した出入国管理庁ができてから四

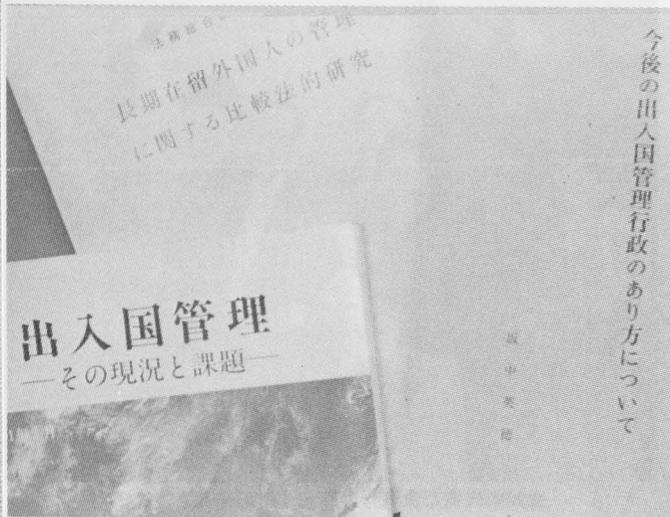
半世紀がたった時点であり、四度にわたる入管法案の廃案及び外国人登録法改正案の流産の後をうけたものであり、また日韓法的地位協定にもとづく協定永住者が確定した後初のものでもあり、注目すべき環境の中で発表された。

従来のものに比べ、第四次白書は在日朝鮮人の存在により着目している点の特徴といえよう。例えば「入管法案が四回にわたり審議未了廃案とされた理由として、……いわゆる在日韓国・朝鮮人、台湾系中国人の処遇に関する恒久的かつ抜本的な制度が盛り込まれていない」として不満を表明する声があったことも、その一

つの理由である(白書一四四頁)との認識を少なくとも表明している。また「第五章、当面する諸問題」では「在日韓国・朝鮮人、台湾系中国人など長期在留外国人に対する基本的な処遇方策も含め、総合的な検討を重ねており、新しい出入国法案の立案作業を進めている」と述べ、一方「在日韓国・朝鮮人、台湾系中国人などの長期在留外国人の処遇問題をも念頭に置きつつ、外国人登録制度のあり方について種々の角度から検討を加えている」とも述べている。それぞれ、具体的にどのような内容になるかについては触れていないが、この問題に着目していることはうかがえる。

本研究はこれらの者の処遇方針の検討に資することを念頭において、外国における長期在留者の管理について調査を行ったものである」と述べ、イギリス、フランス、ドイツについて調査研究を行なっている。四編からなっているが、第三編は「旧植民地人の管理」と題されている。この報告書は、その後、法曹会からリプリント版が発売されている。

坂中論文は、入管局が発足二五周年記念に際し(一九七五年)、入管職員から今後のあり方についての提言を論文の形で募集し、優秀作に選ばれたものである。当初、部内刊行物に掲載され、その後、外国人登録事務の担当者が見ている雑誌「外人登録」に七六年五月号から七七年八月号まで十回にわたって連載公表され、後に単行本ともなった。ここでは、例えばフランスが一九七二年に「人種差別の罪に関する法律」を制定したことを紹介し、「わが国における外国人処遇のあり方を検討するうえで参考になる」と述べている。また、いわゆる「潜在居住者」問題について、カナダの移民局が一九七三年に、一定期間内に移民局に出頭し登録したものに永住資格を与える措置をとり、約四万人が登録申請を行ない、その九・九%に永住資格が与えられたことを紹介し、「不法入国問題に悩ま



今後の出入国管理行政のあり方について

長期在留外国人の管理に関する比較法的研究

## 出入国管理

—その現況と課題—

その前に発表された二つの論文についても触れる必要がある。一つは、入管局の係官高島武子氏の研究「長期在留外国人の管理に関する比較法的研究」(法務研究報告書第六一集第三号、一九七四年)であり、もう一つは同坂中英徳氏の論文「今後の出入国管理行政のあり方について」である。前者は序文で「我が国に在留する七十五万の外国人のうち、その八割が戦前から在日する朝鮮人・台湾人及び日本で出生したこれらの者の子である。……: これらの人々の在留管理をいかにすべきかは、我が国の入国管理行政上重要な問題の一つとなっているので、

本研究はこれらの者の処遇方針の検討に資することを念頭において、外国における長期在留者の管理について調査を行ったものである」と述べ、イギリス、フランス、ドイツについて調査研究を行なっている。四編からなっているが、第三編は「旧植民地人の管理」と題されている。この報告書は、その後、法曹会からリプリント版が発売されている。

坂中論文は、入管局が発足二五周年記念に際し(一九七五年)、入管職員から今後のあり方についての提言を論文の形で募集し、優秀作に選ばれたものである。当初、部内刊行物に掲載され、その後、外国人登録事務の担当者が見ている雑誌「外人登録」に七六年五月号から七七年八月号まで十回にわたって連載公表され、後に単行本ともなった。ここでは、例えばフランスが一九七二年に「人種差別の罪に関する法律」を制定したことを紹介し、「わが国における外国人処遇のあり方を検討するうえで参考になる」と述べている。また、いわゆる「潜在居住者」問題について、カナダの移民局が一九七三年に、一定期間内に移民局に出頭し登録したものに永住資格を与える措置をとり、約四万人が登録申請を行ない、その九・九%に永住資格が与えられたことを紹介し、「不法入国問題に悩ま

ツアイ チェン

# さよなら・再見

黄春明 / 田中宏・福田桂二訳  
●1200円(〒160円)

台北のある会社に勤める黄青年は、得意先の日本人七人のガイドをしなければならない破目になってしまった。日本人の目的はもちろん女だ。かって何百万もの中国人を殺した日本人に同胞の女性を世話しなければならぬとは。彼の心は乱れる……。日本人の心にズシリと重い表題作ほか二篇を収録。この作品集は台湾では空前のベストセラーとなり、アメリカ、韓国、ドイツでも翻訳発行されている。●ぼくは台湾を知らない。いや、見事に、知ろうとしない。そしてぼくにとって、知らないで済まされることではないのだ。読みながら、しばしば辛い気持ちになったが、中国文学の正統的ユーモアに救われ、なにより、作者の行き届いた眼に感嘆し、かつ感謝する。(野坂昭如)

発行/めこん 発売/文遊社 東京都文京区本郷1-25-1 ☎815-7740



金鉉鈞夫妻と金敬得弁護士(右端) —東京地裁前—

れている国がとつた措置として我が国においても参考になると考えられる」と述べ、さらに「過去の一定時点(例えば、日韓条約が締結された一九六五年)を区切り、それ以前に韓国から不法入国した者で申告してきたものに対し在留許可を一律に付与する案を真剣に検討すべきではなからうか」とも提言している。

高島報告及び坂中論文についてこれ以上立ち入る余裕はないが、第四次白書と合わせて、十分な検討を加えることが必要であろう。

#### 四、行政差別撤廃の運動

狭義の入管体制が在留をめぐる問

題とすれば、広義の入管・国籍体制は、生活をも含む体制の問題である。例えば、日韓協定の地位協定による協定永住者は在留問題については大幅な緩和策がとられたものの、生活をめぐる差別状況にはまったく手がつけられていないといつてよからう。例えば、朝鮮人だとわかつたため日立製作所から採用が取消された朴鐘鎮君(七四年六月横浜地裁で勝訴判決確定入社も、試験に合格したが司法修習生になるには日本に帰化することが条件だとされた金敬得君(七七年四月例外的に外国人として初めて司法研修所入り認められ七九年弁護士開業)も、せつせと国民年金の掛金を十二年も払い、受給年令に達して申請したところ外国人だから支給しないといわれた金鉉鈞氏(行政不服審査請求が認められず、七九年七月行政訴訟に踏みきる)も、すべて協定永住者であった。

従来から公・私にわたる差別的取扱いに対する不満や批判は根強かつたが、七〇年代に入ってから、個々のケースについて泣き寝入りすることなくそれに立ちむかう事例が多く見られるようになった。また、日本人及び当事者の市民運動として行政当局に対して差別撤廃を迫ることもかなり広く展開されるようになった。韓国居留民団や朝鮮総聯も、行政当局に対して公開質問状や要望書を数多

くぶつける運動を進めている(民団は、七七年、七八年、七九年と「差別白書」をまとめている)。

こうした運動の中から、国民健康保険に外国人の加入を認める自治体は急激に増え、いまでは在日外国人の五六%がカバーされており、それに被用者保険を加えると、ほとんどの外国人が医療保険に加入していることになっている(一九七九年五月二八日、参院外務委における答弁)。公営住宅の入居資格を認める自治体、地方公務員への採用を認める自治体、老人福祉政策を同様に適用する自治体も増えている。国の法律では認められていない児童手当を、自治体独自の財源で支給する自治体も出てきており、自治体の議会で建議書を議決して国に要請するところも増えているようである。

こうした問題は、人の一生にまたがる多岐にわたる行政サービスと国籍条項にかかわることであり、ここに充分にふれることはできない。私は別に「在日外国人にとつてのユリカゴからハカバまで」、「思想の科学七九年九月号」という試稿を書いておいたので、そこで外国人と日本人がどう違うのか、輪郭をつかんでいただければと思う。

老後の支えになる国民年金を定めた国民年金法は、その目的を「老齢、

廃疾又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持向上に寄与する」とうたっている。この「共同連帯」の相手として、外国人は拒絶するといふのは、どういう発想から生まれているのか、問うて見る必要はなからうか。

#### 五、「難民」の受入れ

一九七五年四月三〇日のサイゴン政権崩壊後に起こった「難民」の流出は、日本の入管・国籍に新しい波紋を引き起こすことになった。旅券もビザも持たない外国人が入国を求めた場合、それがたとえ肉親を訪ねての韓国からの渡来で、いかに同情すべき事情があろうとも「不法入国者」としての処罰と強制送還への手続きが進められることは確実であった。

日本におけるインドシナ難民の  
上陸許可、出国、残留状況

	上陸数	出生・死亡	出国	日本残留
1975	90	+ 3	93	0
1976	247	+ 9 - 1	255	0
1977	833	+19	844	8
1978	712	+15 - 1	435	291
1979	767	+ 7	61	713
合計	2,649	+53 - 2	1,688	1,012

注 1) 1979年9月5日現在、国連難民高等弁務官事務所調査  
2) 出国先はアメリカ1,223、カナダ152、ノルウエー88  
(以下略)日本はわずか3(定住許可)である。  
3) この表のほか、東南アジアのキャンプから直接定住許可を受けて日本に入国した者が、13家族38名ある。

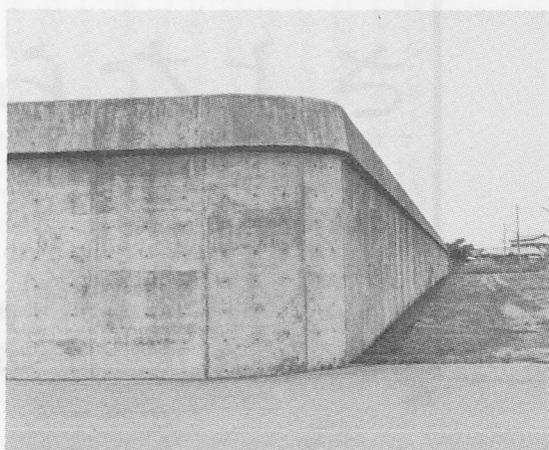
しかしベトナム難民については「入国者収容所」に収容することもなければ「仮放免」として保証金を積んだり居住制限をつけられることもなく受け入れる方策をとつた。日本における最初の上陸許可は、一九七五年六月の五〇名で、今日までの上陸許可、第三国への出国状況は別表の通りである。

従来からの入管行政の実態もあつてか、難民の受け入れについて日本はきわめて消極的な態度をとつていたが、福田首相(当時の訪米直前の昨年四月に初めて「定住許可(特在一年)」の方針を打ち出し、東京サミットが近づくなかで、今年四月定住枠を五百名とする、東南アジアに一時滞在のものにも定住を認める方針を閣議了解のかたちで決定した。今年四月二八日、鎌倉の難民定住センターで日本語教育などが始められたが、東京サミットの最中である六月二七日、受講生は定住後のより確実な待遇を求めて、授業ボイコットに入り、そのまま中断してしまつた。

韓国での生活を放棄して旅券もビザもないまま日本に入国した者にはきびしい対応をする一方で、インドシナ難民については上陸を認め、具体的条件を明示して(例えば、日本人または在日者の家族親族、生活を営むに足る職につく者、かつて一定期間日系企業

に雇用された者、かつて留学生、研修生として在日した者及びその家族など)、定住許可を出すことにしている。ところが、韓国からの入国者については、中には法務大臣の在留特別許可が出るものもあるが、その基準や要件はまったく明らかにならなかつた。難民の場合とは天と地ほどの隔りが生じている。難民はいわゆる「政治亡命者」ではないらしく、現在の社会に不満を抱いての出国らしく、韓国からのそれと区別できるかどうか疑しいようにも思える。歴史的な経緯を考へても、両者の間の格差には異和感が残らないだろうか。

韓国からの「潜在居住者」はまつたく「日陰の生活」に甘んぜざるをえず、人道上也人権擁護の点からも、早急に救済策がとられてしかるべきではなからうか。この点は、入管白書でさえ指摘しているほどである。国際世論の中で、難民受け入れを決定せざるをえなかつた事実、とりもなおさず従来の日本の入管行政が批判にさらされていることを意味してはいないだろうか。日本の「定住許可」は、単なる在留についての特例の域を出ておらず、定住後の日々の生活は在日外国人の一人として、その差別的処遇の中にもはうり出されることを意味するのである。鎌倉での授業ボイコットや、五百名の定住枠が四カ月



■大村収容所の日々■

海が近いせいか、夏はまだいいのですが、冬は九州でも寒さがきびしく、火の気のないのがこたえます。暖房は朝の七時半からで一日数時間、時間も温度も中途半端なので、あまり利かないのです。あそこで神経痛になつた足が、今でも痛みます。

食事は、麦の沢山入つた御飯に、韓国式とも日本式ともいえない、こつた煮のおかずが付くだけで、ぜいたくに慣れていないものでも、なかなかのどを通りません。あそこには刑務所から来た人(注:刑期を終えて国外に送還される人)たちもいますけれど、その人たちの話では、刑務所の食事の方がもっと良かったそうです。子どものための食事はもちろんありません。乳飲み子をかかえていても、火を使わせてもらえないので、離乳食を作つてやることもできません。お金を払えば、外部の店からパンや牛乳を差し入れてもらえるので、それにたよる他はありません。私たちのところ(注:女性十人ほどの雑居房)では、みんなでお金を出し合い、白菜やト

ウガラスを差し入れてもらつて、室の中でキムチを漬け、それをおかずにして御飯を食べました。

身内のものが、子どものためにリソングを送つてくれたことがありました。でも、どうしたわけか、私のところに届いたのは腐つたのが一つか二つ。そして、今後は腐りやすい果物類はだめだといわれました。外部の商店から買うリソングは、一個が百円以上もします。

子ども連れで収容されている人は大勢います。ほとんどが密航で来日し、何年もたつて所帯も持ち、子ども生まれた後で捕まつた人たちです。生後七カ月の子を連れていた人がいて、この人は四人の子持ちでしたが、大変だろうと心配しています。一室に大勢が一緒にいるので、子どもが泣いたりすると、まわりの人にどうしても気を遣いますしね。小学生や中学生は、私のところで十二、三人もいたでしょう。他の室の人とは、運動の時間に室外に出るときに顔を合わせ程度なので、よくは分かりませんが、子どもたちも自由に外には出られませんし、もちろん、勉強する場所もありません。差し入れのおもちや類も、特定の子どものだけが持つていくとけんかになり、管理上まずいという理由で、手もとに届かないことが多いようです。

家族全体が入つていても、父親や大きい息子は男子房で、週一回の面会時間に、金網越しに会えるだけ。本当にもう、何度も、いっせ送還船に乗ろうかと思いましたが、でも、この子を連れて身寄りのないあの国へ帰れというのは、死ぬというのと同じです。

(在日韓国女性Mさんの話から)

■大村収容所の日々■

すぎても一割もうまらない事実が、この間のことを雄弁に物語ってはいないだろうか。私は別に「難民問題と日本人の国籍差別——外国人政策に見る特異な論理」(「エコノミスト」七九年九月五日号)でふれたので、参照されたい。

### 六、国際人権規約の批准

昨年五月、園田外相は国連で懸案の「国際人権規約」に署名し、その批准案を国会に上程、今年八月衆参両院を通過、九月には正式に発効した。人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)及びB規約についての選択議定書の三つから成っている(一九七九年九月現在、A規約六一カ国、B規約五九カ国、議定書二カ国が加入している)。日本は、B規約違反について個人からの申立権を保障した議定書には加入しなかったため、国連の人権専門委に日本から申立する道は開かれなかった。また、一國が他国の義務不履行について同委員会に審議を申立てることに関するB41条についても、日本は受諾宣言を行なわなかったため、この実施措置も空洞化された。なおA規約については、権利の実現のためにとつた措置について国連に報告する義務がA16条に定めら

れており、この条項は日本にも適用される。

人権規約は、A、Bともに内外人平等主義を原理としている。例えばB規約2条は「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人」の権利を尊重すると定めている。A規約二条三項では「開発途上にある国は、……この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる」と述べており、日本が開発途上国でない以上、外国人に制限を付すことは許されまい。

しかし、人権規約が批准されたことによつて在日外国人の処遇や権利に具体的にどのような変化が起きるかには必ずしも明らかではない。日本政府は人権規約を批准するにあつて、国内法の改正は何ひとつ行なわなかった。しかし、国会審議録を通読してみても、規約にそぐわないところがいくつかすでに指摘されている。すなわち、A規約六条(労働の権利は、弁理士、水先人、公証人に国籍要件を課している現状とあい入れないと指摘されている。また、A規約九条(社会保障)は、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、国民年金における外国人排除及び生活保障の受給を除去強制事由に加えてある現状と矛盾している。A規約二条(十

分な生活水準と食糧の確保)の規定と公営住宅、公団住宅、住宅供給公社、住宅金融公庫の利用における外国人排除も問題になっている。国公立大教員任用における外国人排除或いは制限をふす法案の問題も規約との抵触が指摘されている。B規約二十条(戦争宣伝及び憎悪の唱道の禁止)一項には「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は法律で禁止する」とあり、民族差別を放任している日本の実状は問われることになろう。

国際人権規約はきわめて広範囲にわたつており、全体を検討することはできないが、国際法的に拘束力のある条約のもとに日本の政策がおかれたことだけはまぎれもない事実である。インドシナ難民の定住に対する国際的視線も避けられないことになろう。国際法の進行は、こうして不可避的に日本社会の深部にメスが入れられることをも意味しているのではなからうか。

七、おわりに

以上、思いつくままに綴つてきたが、いきおい変化の側面に偏つたかもしれない。例えば、ベトナム反戦活動などの故に在留延長が拒否されたアメリカ人教師マククリン氏の事件について、七八年一〇月、最高裁大法

## ひろば

国籍法改正のための請願書、ようやくお渡しできる段になりました。こちらは北海道の小さな町ですが、国籍法をめぐる、多くの方たちの心を動かし、少しずつ賛同の輪が広がっております。

私は在日朝鮮人の夫と二人の子ども(長女五才、長男二才)とともに幸せに暮らしております平凡な家庭の主婦ですが、以前より、この(現行)国籍法の改正を心から望んでおりました。近所にやはり私と同じ立場の女性がおられ、今回は両夫婦して天にも昇るような気持ちと、緊張感とがみまがり、署名運動に大変熱が入った次第です。思っていた以上に反響は大きく、町民の方たちのご協力をさらに多く頂くので、あと十部(百人分)の署名用紙をお送り頂けないでしょうか。お忙しいところ、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それから、機関誌を読ませて頂き、大変興味深く、何かと教訓になりました。本当にすばらしい機関誌ですね……。読み終えて、諸問題の大きさを改めて痛感しております。私たちも、これからのいろいろなことを考えたいと思っております。ぜひ「アジ

アの女たちの会」に入会させていただきます。

「私の娘はポーランドへ行つていて、ポーランド人男性と結婚、近く出産の子である。生まれてくる子に日本国籍を取得させたいが、どのような手続きをしたらよいか?」先日、中年の女性がこんな相談にみえました。私の職場は地方の法務局です。

彼女の話を聞きながら私は「国籍法の二条は、正当な理由なしに父系を優先させ母系を劣後させる点において、性差別を禁止した憲法十四条にあきらかに違反する」というSさんの国籍請求事件の訴状の一節を思い出しました。

多くの日本人は、その一生を国籍法とはかわりなく過ごしてしまっています。それゆえに、国籍法の改正は容易でないと思います。女大や会報でとりあげて、一人でも多くの人にアピールすることが大切ではないでしょうか。私も、国籍法グループの皆さんと一緒にがんばりたいと思います。

国籍法改正のための運動が盛り上がり、改正法案の国会提出にまでこぎ着けたことを心強く見守っています。二年前にはじめて子どもが生まれたときのことを忘れることができ

ません。私の夫は外国人です。生まれた子は全く選択の余地なしに夫の国籍とされ、生後十日目にパスポート用写真を撮影、外国人登録をしました。そうしないと出入国管理令違反になるときいて、びびりました。

登録の手続きは、両親ともに外国人の子の場合と全く同じなのです。つまり、日本国籍を持つ母親である私の立場は、完全に無視されているのです。憤りを感じないではいられません。子どもが成人したときに、そう望むなら母親の国に住む権利、国籍を選ぶ権利がほしいと思います。今二才の私の子が成人する日までに、人間としての権利と平等が保障される世の中をつくりあげてゆくことは、母親としての責任だと思えます。

### 第7期「女大学」報告

- 4・18 朝鮮人であること・共に生きること  
高史明氏・岡百合子氏
- 5・16 アジアからみた日本  
—アジア人留学生に聞く—
- 6・20 国籍法改正について  
石田玲子氏・内海愛子氏・安江とも子氏
- 7・25 国籍・入管体制のかべ  
田中宏氏

## 国際人権条約・資料集

芹田健太郎編 B6・1800円

本書は法の国際化における法のレベル(国内法と条約との関係)と具体的に各国あるいは各国間において生じている人権問題を考察する上に時宜をえた好資料集である。

小谷鶴次編 基本的人権と国際平和 A5・1800円

東京都文京区本郷 五三〇一二〇 有信堂

延は処分を肯定した判決を書いており、外国人の基本的な権利についての後進性を露呈したことも忘れてはならない。退去命令を訴訟で争っている事例で、送還停止決定が出ていないのに、二年、三年と長期收容を強いる例も後を断たない。昨年一月にも横浜收容所で自殺するケースがあった。人権規約発効後の一〇年を考えると、ここに見てきた一〇年の動きはとりわけ重要なように思われる。

(愛知県立大助教)

### 女性解放思想史

水田珠枝 眞の女性解放とは何か。現代の課題をふまえて、近代西歐女性解放思想の形成過程を考察する。二九〇〇円

### 地底の青春

眞尾悦子 男たちの掘る石炭を這つて運び出す女の「あと山」の青春の軌跡をたどりながら、女性の性と労働を考える。(ちくまぶっくす)八〇〇円

### ある愛の旅路

ポーラ・ネニスキス 南部ひろ子訳 港町神戸に生きる、国籍を捨てたロシア人女性の愛と涙に満ちた数奇な運命。七五〇円

### 東南ぼくらの隣人たち

小泉允雄村上公敏 日本のおく南に住む人々はどうな生活を、何を喜び、何を悩んでいるか。ちくま少年図書館一四〇〇円

### 生きることの意味

高史明 日本に生まれた一朝鮮人少年のおいたちをたどり、生きることについて考える。ちくま少年図書館一四〇〇円

### おんながつつる

全七巻 田辺聖子中山あい子編各巻九五〇円  
①愛する(発売中)②育てる ③働く  
④暮らす ⑤6巻しむ1・27年をとる  
東京神田小川町二二八 筑摩書房  
振替東京六四二二三

# 女性と天皇制

加納実紀代編 定価 1700円

数ある天皇制論の中で、女性の視点が導入されたことはなかった。それらは、すべて政治体制の論議であり、タテマエの論議であった。しかし天皇制は私たちの生活の中に大きく根を張っている。いまここに、女性の立場から、戦前、戦中、戦後の世代の人間が新たな視角で論じる。

—思想の科学社 東京・文京・後楽2-16-2—

# 解放の美学

20世紀の画家は何をめざしたか

富山妙子著 予価1800円  
四六版上製 270ページ

戦争と革命があいつぐ激動の20世紀。画家たちはどこに身を置き、何を見たか。アジアの視座より20世紀美術を問い直す。

未来社 東京都文京区小石川3-7  
TEL 03(814) 5521

'79秋期「女大学」

- 第1回 10月17日(水) 心を売ること・体を売ること  
—売買春の歴史を通して—  
もろさわ ようこ氏
- 第2回 11月21日(水) 女性の人権と売春— 沖縄から  
金城清子氏 (弁護士)
- 第3回 12月19日(水) 日韓癒着とキーセン観光  
中川信夫氏

会場 渋谷勤労福祉会館  
時間 午後6時30分～9時  
参加費 500円(会員300円)

●入会・機関誌の申し込み、お便りなどの連絡先

アジアの女たちの会

〒240 横浜市保土谷区桜ヶ丘112 県住公社147  
五島昌子方

電話 03・508・7070 (昼間)

振込 東京0-4614-3「アジアの女たちの会」

買春観光反対運動を新しい決意で！

—夏の合宿女大生アンケートなど—

三年目を迎えたアジアの女たちの会は、年間テーマとして買春観光をとりあげることにしました。キーセン観光反対運動にもかかわらず、韓国、台湾、フィリピン、タイなどアジアの国々へ集団で女遊びに出かける日本人男性観光客はふえる一方なので、あらためて私たちの運動をたて直したいと思います。

そのためには、日本の売春にもメスを入れ、私たち日本の女性の生きかたを問い直す必要があると、8月25～27日に伊豆の伊東で開いた会の夏の合宿でも、買春観光について徹底討論しました。秋からの女大生でもこれをテーマにし、さらに買春観光についてのアンケートをすることになりました。ご協力を期待しています。

\* \* \*

国籍法の男女差別をなくすように求める請願書を国会に提出しています。請願の内容は、①出生による日本国籍取得の要件、父が日本人であるときを、父母が日本人であるときに改正する。②帰化による日本国籍取得の要件で、日本人男性の妻である外国人女性と、日本人女性の夫である外国人男性とを平等に扱うというものです。ご協力ください。

## タイ叢書文学編 既刊4冊

ニミット・ブーミターウォン 野中耕一編訳 1400円

タイ国農民小説選  
—ソーイ・トーン—

アヌマンラーチャトン 森 幹男編訳 1600円

タイ民衆生活誌 (1)  
—祭りと信仰—

ポータン 富田竹二郎訳 各1450円

タイからの手紙 (上) (下)

## フィリピン叢書 既刊11冊

ホセ・リサール 岩崎 玄訳 1350円

ノリ・メ・タンヘレ  
反逆・暴力・革命 1300円

レナト・コンスタンティノ I 池端訳・II～IV 鶴見他訳

フィリピン民衆の歴史 I～III 既刊  
IV 12月刊

フィリピン短編小説珠玉選 (1) (2)  
S. ハヴェリャーナ 阪谷芳直訳 980円

暁を見ずに

以下続刊

井村文化事業社  
勁草書房発売  
TEL 814-6881

東京・文京  
後楽2-16-2